

2023年度

# 事業報告書

第35号

## 目次

|                                |        |
|--------------------------------|--------|
| はじめに                           | ・・・ 4  |
| I. 2023 年度における主な活動状況           | ・・・ 4  |
| 1. 会員等の状況                      | ・・・ 4  |
| 2. 本協会所管金融商品取引の概況              | ・・・ 4  |
| 3. 会員監査・処分等の状況                 | ・・・ 4  |
| 4. 外務員登録事務                     | ・・・ 4  |
| 5. 苦情・相談、あっせん事業                | ・・・ 5  |
| 6. 投資教育事業                      | ・・・ 5  |
| 7. サイバーセキュリティ                  | ・・・ 5  |
| 8. FX 幹事会の取組みについて              | ・・・ 5  |
| 9. 協会業務系システム及び Kinsaki-net の更改 | ・・・ 6  |
| II. 総会、理事会等の開催状況等              | ・・・ 6  |
| 1. 総会                          | ・・・ 6  |
| 2. 理事会                         | ・・・ 6  |
| 3. 委員会                         | ・・・ 8  |
| 4. 不服審査会                       | ・・・ 8  |
| 5. 部会                          | ・・・ 8  |
| 6. FX 幹事会                      | ・・・ 10 |
| III. 事業活動                      | ・・・ 10 |
| 1. 自主規制ルールの制定改正等               | ・・・ 10 |
| (1) 自主規制ルールの制定改正等              | ・・・ 10 |
| (2) 自主規制ルールの定期的見直し             | ・・・ 11 |
| 2. 調査統計事業の状況、外部学術連携事業の状況       | ・・・ 11 |
| (1) 本協会所管金融商品取引の概況             | ・・・ 12 |
| (2) 東京外国為替市場委員会との共同調査          | ・・・ 15 |
| (3) マッピング                      | ・・・ 15 |
| (4) 顧客損益状況調査                   | ・・・ 15 |
| (5) 学術連携事業の状況 (FX 取引における法的構造)  | ・・・ 15 |
| 3. 会員監査及びモニタリング、会員処分等の状況       | ・・・ 15 |
| (1) 会員監査                       | ・・・ 15 |
| (2) モニタリング                     | ・・・ 16 |
| (3) 会員処分等の状況                   | ・・・ 17 |
| 4. 苦情・相談、あっせん事業等               | ・・・ 18 |
| (1) 苦情・相談、あっせん事業               | ・・・ 18 |
| (2) 認定個人情報保護団体                 | ・・・ 18 |
| 5. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係          | ・・・ 18 |
| (1) 外務員登録の実施等                  | ・・・ 18 |
| (2) 外務員統合管理システム                | ・・・ 18 |

|                                                           |       |
|-----------------------------------------------------------|-------|
| (3) 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験                                  | ・・・19 |
| (4) 内部管理責任者関係                                             | ・・・19 |
| 6. 各種刊行物の刊行、投資者教育事業、<br>会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net) 等     | ・・・19 |
| (1) 各種刊行物の刊行                                              | ・・・19 |
| (2) 投資者教育事業 (大学への提供講座)                                    | ・・・20 |
| (3) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net)                           | ・・・20 |
| 7. 金融先物取引業務の改善合理化                                         | ・・・21 |
| (1) FX 幹事会の活動状況                                           | ・・・21 |
| 8. 教育、研修事業                                                | ・・・21 |
| (1) 会員の教育・研修事業                                            | ・・・21 |
| (2) 投資者教育事業                                               | ・・・22 |
| 9. 行政機関・内外の自主規制機関等との関係                                    | ・・・23 |
| (1) 国内の行政機関・自主規制機関等との関係                                   | ・・・23 |
| (2) 国外の行政機関・自主規制機関等との関係                                   | ・・・23 |
| 10. 法令に基づく主務大臣等への協力                                       | ・・・23 |
| (1) 法人顧客に対する証拠金規制 (為替リスク想定比率の算出・公表)                       | ・・・23 |
| (2) 金融庁業務支援統合システム (届出一元化) 及び金融モニタリング<br>システム (FIMOS) への対応 | ・・・24 |
| 11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進                          | ・・・24 |
| (1) 協会業務系システムの更改                                          | ・・・24 |
| (2) 会員・特別参加者専用サイト (Kinsaki-net) の更改                       | ・・・24 |
| (3) サイバーセキュリティへの取組み                                       | ・・・24 |
| 12. その他                                                   | ・・・25 |
| (1) 協会の個人情報保護対策                                           | ・・・25 |
| (2) 協会役職員に対するハラスメント研修の実施                                  | ・・・25 |
| IV. 協会の概要                                                 | ・・・25 |
| 1. 事務局                                                    | ・・・25 |
| (1) 組織・人員                                                 | ・・・25 |
| (2) 所在地                                                   | ・・・25 |
| 2. 財務報告                                                   | ・・・26 |
| (1) 収支の状況                                                 | ・・・26 |
| (2) 財務の状況                                                 | ・・・27 |
| (3) 監査法人による監査の実施                                          | ・・・27 |
| V. 会員等の状況                                                 | ・・・27 |
| 1. 会員等の状況                                                 | ・・・27 |

|      |                      |       |
|------|----------------------|-------|
| 2.   | 会員一覧                 | ．．．28 |
| 3.   | 特別参加者一覧              | ．．．32 |
| 4.   | 役員                   | ．．．33 |
| 5.   | 委員会等委員               | ．．．33 |
| 6.   | 部会等                  | ．．．34 |
| VI   | 事業報告書付属明細書           | ．．．36 |
| VII  | 参考資料 目次              | ．．．37 |
| 別紙1  | 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況 | ．．．38 |
| 別紙2  | 所管金融商品取引の状況（マッピング）   | ．．．50 |
| 別紙3  | 一般社団法人金融先物取引業協会組織図   | ．．．52 |
| VIII | 一般社団法人金融先物業協会定款      | ．．．54 |

## はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、2023 年度の事業報告書を取りまとめましたので、ご報告します。

本協会では、従前より、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところです。

会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

### I. 2023 年度における主な活動状況

#### 1. 会員等の状況

会員数は、2007 年度末の 206 社をピークに減少を続け、ここ数年は 140 社台で推移していましたが、2024 年 3 月末は、会員 135 社（対前年度末 3 社減）、特別参加者 4 社（対前年度増減なし）となっており、今後も会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

#### 2. 本協会所管金融商品取引の概況

2023 年の春先から、夏頃まで海外の主要先進国の政策金利は徐々に上昇が続く一方、日本では従前の金融緩和策を維持する姿勢が続いたことから円安傾向が続きました。年末にかけて、米国の政策金利の利下げ観測が強まった一方で、日本では「マイナス金利政策」解除への思惑が市場に広まったことから円高となりました。当期（2023 年 4 月から 12 月まで）を通してみると、外国為替相場は概ね円安に推移しました。

このような相場状況の中、本協会の当期（2023 年 4 月から 12 月まで）における所管金融商品取引の出来高は、国内外取引所取引の先物及びオプション取引は前年同期比 2.4%減の 42,771,794 枚、店頭取引の先物及びオプション取引は前年同期比 12.95%減の 89,737,331 億円となりました。その内、外国為替証拠金取引の出来高については、店頭外国為替証拠金取引が同 13.09%減の 88,434,289 億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同 22.11%減の 22,488,795 枚（円換算値では 250,994 億円）となりました。

#### 3. 会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制機関として積極的にオン・オフの監査の実施に努めています。実地監査の対象取引は外国為替証拠金取引、通貨オプション取引及び金利先物取引等になりますが、投資者保護の観点から外国為替証拠金取引を行っている会員を中心に監査を実施しています。

2023 年度での実地監査の実施件数は 10 件でした。

2023 年度に本協会の定款等に基づいて行われた会員又は外務員の処分はありませんでした。

#### 4. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録については、登録者は 12 万人台で推移しています。このうち、本協会が実施する試験を受験している外国為替証拠金取引等の外務員登録者数は約 4 千人となっています。

## 5. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体として減少傾向にあり、2023 年度においては、前年度比 26.1%の減少となりました。

苦情等の内容としては、外国為替証拠金取引では、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等が中心であり、通貨オプション取引では、バイナリーオプション取引（B0）に係る相談が寄せられています。

## 6. 投資教育事業

投資者保護と金融商品取引の健全な発展に寄与することを目的として、一般投資者の金融リテラシーの普及・啓発活動を推進する観点から、FX 取引に関する様々なコンテンツの拡充等の取組みを進めています。

2023 年度の取組みは以下のとおりです。

- 無登録業者等からの悪質な投資勧誘による被害防止のための啓発動画（2 本）を一般向け協会ホームページで公開。
  - ・「絶対に儲かる FX 投資」その言葉に騙されていませんか？（2023 年 12 月 13 日公開）
  - ・FX 投資のオイシイ話、鵜呑みにしないで！（2024 年 3 月 11 日公開）
- 外国為替等に関する知識の普及啓発を図るための解説動画（1 本）を一般向け協会ホームページで公開。
  - ・動画で学ぼう！円安・円高って、なんだろう？（2024 年 4 月 3 日公開）
- 一般向け協会ホームページ上で新興国通貨等に関する各種レポートを掲載。
- 若年層向けの投資教育の一環として、龍谷大学（京都）及び明治大学（東京）において「ビジネスと市場リスク」と題した提供講座を開講。

## 7. サイバーセキュリティ

本協会では、関係機関と連携しながら、会員のサイバーセキュリティ意識の向上及び脅威への対応力強化につながるよう継続的に施策を実施しています。

本年度は、金融庁総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室からの依頼で実施したサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）の関係資料（概要・内容）を Kinsaki-net を通じて会員へ周知しました（2023 年 5 月）。引き続き、金融庁等と連携しながら対応していきます。

その他、本協会では、会員におけるサイバーセキュリティ推進等を目的とし、2016 年より一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」といいます。）が国内の重要インフラ等を管理・運用する組織及び団体に対して提供する「早期警戒情報」を本協会経由で希望会員にお届けしてきましたが、当該提供を 2024 年 4 月 1 日に終了し、本協会を経由することによるタイムラグや共有制限などのデメリットを排し、会員にとって、よりメリットがあると考えられる同センターからの直接提供へ移行しました。

## 8. FX 幹事会の取組みについて

FX 幹事会では、業界を取り巻く環境の変化や関係機関の要請などを踏まえ、事業年度ごとに検討すべきテーマを設定しつつ、FX 取引に関する自主規制規則等の検討を行うほか、投資教育など投資者啓発に取り組んでいます。2023 年度の検討テーマとしては、以下の 5 項目を設定しました。（本年度の会議の開催状況については、「Ⅱ. 6. FX 幹事会」参照）

【検討テーマ】

- ① 投資教育（協会教育コンテンツの拡充及び有効活用に向けた検討等）
- ② サイバーセキュリティ関係（脱 PPAP 対応、JPCERT/CC 早期警戒情報提供形態変更等）

- ③ F X取引における課題整理（外部有識者からの提言等を踏まえた議論）
- ④ 「顧客本位の業務運営に関する原則」への取組み（情報共有、意識向上等）
- ⑤ その他、業界を取り巻く環境の変化等への対応（生成 AI 利用に関する情報収集等）

## 9. 協会業務系システム及びKinsaki-netの更改

### (1) 業務系システムの更改

IT・情報セキュリティの状況の変化等を踏まえ、業務系システムをより安全で効率的なシステムに更改するべく、2021年度から業務系アプリケーションの切替え等を含め、計画的に作業を進め、2023年4月までにオペレーション環境におけるセキュリティの向上等システム全体の更改を完了、運用を開始しました。（「Ⅲ. 11. (1) 協会業務系システムの更改」参照）

### (2) Kinsaki-netの更改

2024年度中のKinsaki-net更改に向けて、要件定義を終え、引き続き詳細設計・開発を進めています。

最終的な仕様の確定にあたり、会員の要望等を参考にすべく、2024年3月に会員向けアンケートを実施しました。（「Ⅲ. 11. (2) 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）」参照）

## II. 総会、理事会等の開催状況等

### 1. 総会

本年度中、定款第23条に規定する通常総会を1回、臨時総会を1回開催し、次の議案について審議を行い、承認されました。

#### (1) 通常総会

2023年6月16日、第34回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区大手町1丁目4番1号）において開催し、出席会員117社（うち、書面による議決権行使会員103社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

- 第1号議案 2022年度事業報告及び決算の件
- 第2号議案 役員の選任の件
- 第3号議案 第34回通常総会議事録署名人2名選任の件

#### (2) 臨時総会

2024年3月29日、臨時総会を本協会会議室において開催し、出席会員115社（うち、書面による議決権行使書会員113社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

- 第1号議案 2024年度事業計画及び予算の件
- 第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

### 2. 理事会

本年度中、定款第34条に規定する理事会は10回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第1回理事会（2023年5月19日・書面）

- 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件
- 会員の入会の件

- 会員の退会に伴う預託金の返還の件

第2回理事会（2023年5月23日・KKRホテル東京及びWebによるハイブリッド開催）

- 第34回通常総会招集決定の件
- 2022年度事業報告及び決算の件  
(2023年6月16日開催第34回通常総会付議案件 総会第1号議案関連)
- 役員候補者選任の件  
(2023年6月16日開催第34回通常総会付議案件 総会第2号議案関連)
- 第34回通常総会議事録署名人2名選任の件  
(2023年6月16日開催第34回通常総会付議案件 総会第3号議案関連)
- 第34回通常総会の議決権行使に関する事項の件  
(報告事項)
- 2022年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2022年度資産管理運用状況の報告の件

第3回理事会（2023年6月16日・書面）

- 会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件
- 業務委員会、自主規制委員会、規律委員会並びに不服審査会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件

第4回理事会（2023年7月13日・書面）

- 会員の入会の件
- 重要な使用人の任命の件

第5回理事会（2023年10月17日・書面）

- 会員の退会に伴う預託金の返還の件  
(報告事項)
- 会員の金融商品取引業の登録取消に伴う会員資格喪失の件

第6回理事会（2023年11月13日・KKRホテル東京及びWebによるハイブリッド開催）  
(報告事項)

- 2023年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2023年度資産管理運用状況の報告の件

第7回理事会（2023年11月30日・書面）

- 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」の一部改正の件
- 「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件
- 重要な使用人の任命の件

第8回理事会（2024年1月31日・書面）

- 会員の退会に伴う預託金の返還の件

第9回理事会（2024年3月13日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 2024年度事業計画及び予算の件

(2024年3月29日開催臨時総会付議案件 臨時総会第1号議案関連)

- 臨時総会議事録署名人2名選任の件

(2024年3月29日開催臨時総会付議案件 臨時総会第2号議案関連)

- 臨時総会の議決権行使に関する事項
- 団体役員賠償責任保険の契約の件

第10回理事会 (2024年3月29日・書面)

- 「外務員の登録等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

### 3. 委員会

本年度中、委員会規則（平成元年9月14日制定、2020年6月17日最終改正）に基づき設置された委員会は、業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

#### (1) 業務委員会

第1回業務委員会（2023年11月13日・書面）

- 「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件

第2回業務委員会（2024年3月5日・KKRホテル東京及びWebによるハイブリッド開催）

- 2024年度事業計画及び予算の件

#### (2) 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（2023年4月27日・書面）

- 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

第2回自主規制委員会（2024年3月18日・書面）

- 「外務員の登録等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

#### (3) 規律委員会

開催はありませんでした。

### 4. 不服審査会

開催はありませんでした。

### 5. 部会

本年度中、委員会規則に基づき設置された部会は、業務部会及び自主規制部会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

#### (1) 業務部会

第1回業務部会（2023年5月15日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催）

- 活動状況
- 理事会議案、通常総会議案について

① 招集理事会（2023. 5. 23）議案

（決議事項）

第1号議案 第34回通常総会招集決定の件

第2号議案 2022年度事業報告及び決算の件

（2023年6月16日開催第34回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 役員候補者選任の件

（2023年6月16日開催第34回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

（総会「役員の選任の件」）

第4号議案 第34回通常総会議事録署名人2名選任の件

（2023年6月16日開催第34回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

第5号議案 第34回通常総会の議決権行使に関する事項の件

（報告事項）

I. 2022年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II. 2022年度資産管理運用状況の報告の件

② 第34回通常総会（2023. 6. 16）議案

（決議事項）

第1号議案 2022年度事業報告及び決算の件

第2号議案 役員の選任の件

第3号議案 第34回通常総会議事録署名人2名選任の件

○ その他

業務部会配付資料

① 2022年度事業報告及び決算参考資料

その1 理事会参考資料

その2 2022年度投資教育事業及び取引データ保存・報告制度実施報告

② 「役員選任の透明性の確保」

第2回業務部会（2023年12月20日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催）

○ 活動状況

○ 2024年度事業計画の概要（案）及び予算（案）について

第3回業務部会（2024年2月20日・協会会議室及びWebによるハイブリッド開催）

○ 活動状況

○ 2024年度事業計画及び予算の件等

① 業務委員会（2024. 3. 5）議案

（決議事項）議案 2024年度事業計画及び予算の件

② 書面理事会（2024. 3. 13）議案

（決議事項）第1号議案 臨時総会招集決定の件

第2号議案 2024年度事業計画及び予算の件

第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

第4号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第5号議案 団体役員賠償責任保険の契約の件

③ 臨時総会（2024. 3. 29）議案

（決議事項）第1号議案 2024年度事業計画及び予算の件

第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

○ 報告事項

## Kinsaki-net リニューアルについて 他

### (2) 自主規制部会

第1回自主規制部会（2024年3月7日・書面）

- 「外務員の登録等に関する規則」の一部改正の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

### 6. FX 幹事会

本年度中、FX 幹事会は6回開催され、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。

（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第60回FX 幹事会（2023年6月6日・Web 開催）

- 会員提案事項について
- 今期の幹事会テーマの進捗等及び来期幹事会について
- 為替リスク想定比率公表ページの移行について 他

第61回FX 幹事会（2023年7月25日・実開催・ガーデンシティ御茶ノ水）

- 今期の幹事会について
- 投資教育について
- 協会からの資料送付方法の変更について一脱 PPAP への対応ー 他

第62回FX 幹事会（2023年9月26日・Web 開催）

- 今期の幹事会について
- 投資教育について
- 協会からの資料送付方法の変更について 他

第63回FX 幹事会（2023年12月5日・Web 開催）

- 投資教育について
- 来年度における取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金について
- JPCERT/CC 早期警戒情報の提供形態の変更について 他

第64回FX 幹事会（2024年1月30日・Web 開催）

- 投資教育について 他
- 生成 AI 勉強会

## Ⅲ. 事業活動

### 1. 自主規制ルールの制定改正等

#### (1) 自主規制ルールの制定改正等

本年度中、以下の自主規制規則の改正が行われています。

##### (ア) 本協会規則の一部改正

##### ① 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」

当該規則については、2020年7月1日付で一部改正が施行されたところ、その中で、今後の検討課題としていた内部管理責任者の研修制度について整備するため、当該規則の一部を改正しました。（2023年5月19日理事会決定、2023年5月19日施行）

##### ② 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」

2020年6月17日付で一部改正を行い2021年4月1日より施行しましたが、文言を

修正し実態に即した改正を行うこととしました。これに伴い、同規則の一部を改正しました。（2023年11月30日理事会決定、2023年11月30日施行）

③ 「外務員の登録等に関する規則」

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2024年2月1日付で施行され、「金融サービスの提供に関する法律」から「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に法律名が変更されたことに伴い、一部を改正しました。（2024年3月29日理事会決定、2024年3月29日施行）

④ 「個人情報の保護に関する指針」

(i) 本協会が認定個人情報保護団体として定める指針の条文の一部について、「個人情報の保護に関する法律」の2021年改正法の2023年4月の施行に伴い、同改正による条ずれ対応、用語の変更等があり改正をすることとし、また、同改正法の2022年4月の施行分に係る指針の一部改正の際に同改正法からの引用条文について変更漏れがあり、併せて、当該指針の一部を改正しました。（2023年5月19日理事会決定、2023年5月19日施行）

(ii) 「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が2023年12月27日に改正され、2024年4月1日に施行されることに伴い、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正が予定されていることから、同ガイドライン改正に合わせて、指針の一部を改正することとしました。（2024年3月29日理事会決定、2024年4月1日施行）

(イ) 本協会ガイドライン等の一部改正

上記の本協会規則の一部改正等に伴い以下のガイドライン等についても一部改正を行いました。

① 広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル

上記（ア）③「外務員の登録等に関する規則」の一部改正による法律名の変更に伴い改正。（2024年3月29日理事会決定、2024年3月29日施行）

(2) 自主規制ルールの定期的見直し

(ア) 本協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、定期的に会員からの意見を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

(イ) 2022年度の募集では、四半期出来高状況（金先協平27第123号E別紙様式）定款施行規則第3条金融先物取引状況等報告書、及び【店頭FX取扱い業者が対象】四半期：店頭FX個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況 定款施行規則第3条金融先物取引状況等報告書について、当該報告書の廃止又は簡易化を求める旨の意見1件がありました。これに対しては協会の考え方について公表を行いました。（2023年5月16日付Kinsaki-net、お知らせ・トピックス参照）

(ウ) 2023年度では、2024年2月に募集を実施したところ、金融先物取引業務取扱規則第6条第1項第8号「顧客となった動機又は経緯」の削除について意見が1件あり、それについての協会の考え方をKinsaki-netに公表し、2024年度において当該規則の一部改正を行う予定です。

## 2. 調査統計事業の状況、外部学術連携事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、定款施行規則第3条による会員からの定期的な報告をもとに、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

(1) 本協会所管金融商品取引の概況

(ア) 2023年4月から12月まで

当期（2023年4月から12月まで）の外国為替相場において、円は主要通貨に対し概して円安となりました。2023年3月に米国の地銀が破綻したことを契機に金融不安が高まり円高となる場面もありましたが、4月に就任した日銀の植田新総裁は現行の金融緩和策を維持する姿勢を示したことを受けて早期の政策修正観測が後退し円安傾向の相場となりました。米国では5月、7月の利上げで政策金利が5.5%に達し、海外の主要先進国でも夏頃まで政策金利が徐々に上昇が続いたことから、ドル円相場の円安傾向が継続し、2023年10月末には150円前半まで円安となりました。

秋頃以降になると、主要先進国の政策金利の上昇は収まり、当該金利は横ばいになった一方、日本では、日本銀行がイールドカーブ・コントロールの修正を2度行いましたが、市場の反応は限定的なものでした。年末には米国の政策金利の利下げ観測が強まり、米長期金利が大幅に低下した一方、日本では「マイナス金利政策」を解除するといった思惑が市場に広まり、12月は概して主要通貨に対し円高となり、年末にはドル円が141円半ばとなりました。

当期における通貨関連取引の出来高は、海外取引所先物取引が前年同期（2022年4月から12月まで）比89.51%増の821,588枚、店頭先物取引（外国為替証拠金取引を除く）が同333.45%増の102,710億円、店頭オプション取引が同8.14%減の1,200,332億円となりました。

外国為替証拠金取引の出来高については、店頭外国為替証拠金取引が同13.09%減の88,434,289億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同22.11%減の22,488,795枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同26.96%減の250,994億円となりました。また、金利関連取引の出来高は、海外取引所先物取引が同29.24%増の15,387,239枚、海外取引所オプション取引が同25.56%増の3,275,430枚、国内取引所先物取引が同53506.85%増の798,742枚（前年同期は1,940枚）となりました。

当期末（2023年12月末）における通貨関連取引の建玉残高は、海外取引所先物取引が前年期末（2022年12月末）比同33.94%減の3,404枚、店頭先物取引（外国為替証拠金取引を除く）が同1.34%増の2718億円、店頭オプション取引が同19.32%増の182,259億円となりました。外国為替証拠金取引の建玉残高については、店頭外国為替証拠金取引が同20.34%増の82,823億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同9.23%増の1,749,032枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における建玉残高の円換算値は、同3.44%増の16,697億円となりました。また、金利関連取引の建玉残高は、海外取引所先物取引が同17.97%減の1,259,266枚、海外取引所オプション取引が同50.57%減の460,045枚、国内取引所先物取引が同4559.68%増の40,679枚（前年同期は873枚）となりました。

外国為替証拠金取引における当期（2023年12月末）の顧客預託金及び2023年度第3四半期の取引実績口座数は、店頭取引が19,288億円及び805,526口座、国内取引所取引が4,830億円及び16,544口座となりました。

(イ) 2024年1月から3月まで

2024年1月頃から米国における早期の利下げ観測が後退し、米国の長期金利上昇などを受け、円安基調に進む中、日本では2024年3月の日銀金融政策決定会合でマイナス金利政策の解除（マイナス0.1%としていた政策金利を0～0.1%程度（対象：無担保コール翌日物レート）とする政策）を決めたものの、当該決定が市場に織り込んでいたことや市場の予想より今後は緩やかな政策金利の引き上げになるとの思惑を受けるなど円安は継続し、ドル円は2023年3月末には151円前半となりました。

以上の状況を背景に、店頭外国為替証拠金取引の同年1月から3月までの出来高は、速報値ベースで2,997兆円（内、法人取引は150兆円）となりました。

表 ー 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移\*

出来高 地域別（国内、海外）

| 期 間         | 取引所取引      |            |            |            | 店頭取引（国内）    |             |
|-------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|
|             | 枚          | 国内         | うち FX      | 海外         | 億円          | うち FX       |
|             |            | 枚          | 枚          | 枚          |             | 億円          |
| 当期          | 42,771,794 | 23,287,537 | 22,488,795 | 19,484,257 | 89,737,331  | 88,434,289  |
| 前期          | 43,822,757 | 28,874,608 | 28,873,118 | 14,948,149 | 103,083,775 | 101,753,386 |
| 増減<br>（前期比） | -2.40%     | -19.35%    | -22.11%    | 30.35%     | -12.95%     | -13.09%     |

出来高 商品タイプ別

| 市場  | 金利関連      |       |            |           | 通貨関連        |             |           |         |       |
|-----|-----------|-------|------------|-----------|-------------|-------------|-----------|---------|-------|
|     | 国内        |       | 海外         |           | 国内          |             |           | 海外      |       |
|     | 先物        | オプション | 先物         | オプション     | 先物          | うち FX       | オプション     | 先物      | オプション |
| 取引所 | 枚         | 枚     | 枚          | 枚         | 枚           | 枚           | 枚         | 枚       | 枚     |
|     | 798,742   | 0     | 15,387,239 | 3,275,430 | 22,488,795  | 22,488,795  | 0         | 821,588 | 0     |
|     | 1,490     | 0     | 11,906,028 | 2,608,562 | 28,873,118  | 28,873,118  | 0         | 433,544 | 15    |
|     | 53506.85% | -     | 29.24%     | 25.56%    | -22.11%     | -22.11%     | -         | 89.51%  | -     |
|     |           |       |            |           |             |             |           | 100.00% |       |
| 店頭  | 億円        | 億円    |            |           | 億円          | 億円          | 億円        |         |       |
|     | -         | -     |            |           | 88,536,999  | 88,434,289  | 1,200,332 |         |       |
|     | -         | -     |            |           | 101,777,082 | 101,753,386 | 1,306,693 |         |       |
|     | -         | -     |            |           | -13.01%     | -13.09%     | -8.14%    |         |       |

上段：当期      中段：前期      下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

| 市 場 | 金利関連     |       |           |         | 通貨関連      |           |         |        |       |
|-----|----------|-------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|--------|-------|
|     | 国内       |       | 海外        |         | 国内        |           |         | 海外     |       |
|     | 先物       | オプション | 先物        | オプション   | 先物        | うち FX     | オプション   | 先物     | オプション |
| 取引所 | 枚        | 枚     | 枚         | 枚       | 枚         | 枚         | 枚       | 枚      | 枚     |
|     | 40,679   | 0     | 1,259,266 | 460,045 | 1,749,032 | 1,749,032 | 0       | 3,404  | 0     |
|     | 873      | 0     | 1,535,097 | 930,628 | 1,601,281 | 1,601,281 | 0       | 5,153  | 0     |
|     | 4559.68% | -     | -17.97%   | -50.57% | 9.23%     | 9.23%     | -       | -      | -     |
|     |          |       |           |         |           |           |         | 33.94% |       |
| 店 頭 | 億円       | 億円    |           |         | 億円        | 億円        | 億円      |        |       |
|     | -        | -     |           |         | 85,541    | 82,823    | 182,259 |        |       |
|     | -        | -     |           |         | 71,509    | 68,827    | 152,754 |        |       |
|     | -        | -     |           |         | 19.62%    | 20.34%    | 19.32%  |        |       |

上段：当期      中段：前期      下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

| 市 場                   | 期 間         | 取引金額<br>億円  | ①期末建玉<br>億円 | ②期末顧客<br>預託金<br>億円 | 預託証拠金<br>倍率<br>＝①÷②<br>倍 | 取引実績口<br>座数 |
|-----------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|--------------------------|-------------|
| 東京金融取引所<br>(クリック 365) | 当期          | 250,994     | 16,697      | 4,830              | 3.46                     | 16,544      |
|                       | 前期          | 343,652     | 16,142      | 4,631              | 3.49                     | 18,508      |
|                       | 増減<br>(前期比) | -26.96%     | 3.44%       | 4.30%              | -0.82%                   | -10.61%     |
| 店頭取引                  | 当期          | 88,434,289  | 82,823      | 19,288             | 4.29                     | 805,526     |
|                       | 前期          | 101,753,386 | 68,827      | 18,173             | 3.79                     | 841,475     |
|                       | 増減<br>(前期比) | -13.09%     | 20.34%      | 6.14%              | 13.38%                   | -4.27%      |
| 合計                    | 当期          | 88,685,283  | 99,520      | 24,118             | 4.13                     | 822,070     |
|                       | 前期          | 102,097,038 | 84,969      | 22,804             | 3.73                     | 859,983     |
|                       | 増減<br>(前期比) | -13.14%     | 17.13%      | 5.76%              | 10.74%                   | -4.41%      |

\* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は 2023 年度第 1－3 四半期（2023 年 4 月から 12 月）までの累計、建玉及び預託金は 2023 年度第 3 四半期末（2023 年 12 月末）時点での値、実績口座数は 2023 年度第 3 四半期（2023 年 10 月から 12 月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は 2022 年度第 1－3 四半期（2022 年 4 月から 12 月）までの累計、建玉及び預託金は 2022 年度第 3 四半期末（2022 年 12 月末）時点での値、実績口座数は 2022 年度第 3 四半期（2022 年 10 月から 12 月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

(2) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、毎年1回、東京外国為替市場委員会とともに、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した共同調査を実施しています。

2023年度は4月に実施し、調査対象会員全49社の調査票の回答を分析し、調査結果レポートをまとめ、一般向け協会ホームページに公表しました(2023年10月31日)。なお、同調査結果レポートは東京外国為替市場委員会のホームページにも掲載されています。

(3) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容やデリバティブ取引に関する規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況や出来高の推移などについて整理(マッピング)を図っています。2023年度におけるマッピングは別紙2に添付のとおりです。

(別紙2 「所管金融商品取引の状況(マッピング)」 参照)

(4) 顧客損益状況調査

顧客の損益にかかる基礎的情報の収集を目的として、個人顧客損益状況の調査を毎年実施しています。2022年を対象とした調査の結果については、2023年7月25日開催の第61回FX幹事会にて報告しました。

(5) 学術連携事業の状況(FX取引における法的構造)

学術連携(法学)研究会を2024年3月に開催し、神作裕之学習院大学大学院法務研究科教授、弥永真生明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授、白井正和京都大学大学院法学研究科教授、小出篤早稲田大学法学学術院教授に参加いただき、主に取引データ保存・報告制度のデータ分析を踏まえて、価格の適正性の考え方や、かい離した約定価格における投資家への説明責任などについて、意見交換を行いました。

3. 会員監査及びモニタリング、会員処分等の状況

(1) 会員監査

(ア) 実地監査

会員の法令諸規則又は信義則の遵守状況について、投資者保護の観点から、監査を行っています。

2023年度は前年度と同様、書類ベースでの確認、電話、メール、Web会議システムを活用するとともに、必要に応じて臨店ヒアリングも併用しつつ監査を実施しました。

なお、東京金融取引所参加者である会員については、会員の負担軽減等のために同所との合同検査を行っています。

2023年度の実地監査の実施件数は10件でした。

(イ) 監査結果

2023年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、顧客への交付書面に記載漏れがあった事例、取引開始基準が不足している事例、顧客注文の適正執行に関する検証が不十分な事例、個人情報外部委託先管理態勢の整備が不十分であった事例、自己資本規制比率・金融商品取引責任準備金の算出が誤っていた事例等がみられましたので、必要な指導を行いました。

## (2) モニタリング

### (ア) モニタリング概要

オンサイトの実地監査と並行して、協会では、会員の適正な業務執行の状況を調査する目的で、オフサイトのモニタリングを実施しています。また、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて会員に対して文書を発出し、注意喚起等を行っています。

2023 年度においては、以下の 11 項目についてモニタリングを実施したほか、各種調査を行っています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ ロスカット未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款第 4 条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）
- ⑨ 苦情の状況等
- ⑩ ストレステストモニタリング
- ⑪ 取引データ保存・報告制度（FOREST）対応

### (イ) モニタリング各論

#### ① 概況調査

新規に FX 取引を開始する会員に対し、サービス内容等の概要を把握するために調査を行っています。2023 年度は 1 社に実施しました。

#### ② 書類調査

必要に応じて、複数の会員に対して書類で回答を依頼する書類調査を行っています。

##### (i) サービス稼働状況調査

FX 取扱会員に対し、毎年 4 月時点で顧客に提供しているサービスについて、その名称や稼働口座数等の回答とともに契約締結前交付書面の提出を求める書類調査を行っており、調査結果は各種監査等の基礎資料として活用しています。本年度は 2023 年 6 月に実施しました。

##### (ii) 不正アクセス等防止ガイドラインに関する書類調査

2021 年 4 月に「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定し、同年 10 月にその対応状況を把握するための 1 回目の書類調査を行いました。

システム対応には、通常、一定程度の期間を要することから、その後の進捗状況を確認するため、2 回目の書類調査を 2022 年 5 月、対象を絞った 3 回目の書類調査を 2024 年 2 月に実施し、調査内容について当局と連携しました。

##### (iii) 法人店頭 FX 取引の証拠金率に関する書類調査

法人店頭 FX 取引に関しては金商業府令においてその証拠金率が定められているため、当該証拠金率について協会公表値を利用せずに自社で算出をしている会員を中心に、過去に適用した証拠金率を調査する書類調査を 2024 年 3 月に実施しました。

#### ③ 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員や、個別の観点から必要があると認めた会員に対して特別調査を実施することとしています。

2023 年度において実施はありませんでした。

④ 広告モニタリング

広告モニタリングでは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を取り扱う会員の雑誌広告やホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、誤認防止など投資者保護の観点から、不適切な表示等が認められた会員に対し内容の修正を求める等の指導を行っています。

会員ホームページやキャンペーン広告等に係る 2023 年度の指導件数は、会員 9 社に対し延べ 13 件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

(参考) 広告モニタリングによる指導内容 (2023 年度)

| 広告の種類        | 延べ件数 | 概要          |
|--------------|------|-------------|
| スプレッド広告      | 7    | 表記方法が規則に不適合 |
| ホームページ上の表記方法 | 3    | 記載内容や説明が不十分 |
| ランディングページ    | 3    | 表記方法が規則に不適合 |
| 合計           | 13   |             |

⑤ ストレステストモニタリング

協会では、ストレステストの算出結果がマイナスとなった場合の随時報告や、定例の月次報告について当局と情報共有を行っています。また、算出誤りが発見された場合には、訂正報告の提出や、必要に応じて原因究明や再発防止策等について聴取し、適正な算出を行うよう要請をしています。

なお、2023 年度における算出誤り、訂正報告等は、従前に比べ大幅に減少しました。

⑥ 未収金等調査

2023 年 12 月の USD/JPY の相場急変に際し、ロスカット未収金、ロスカット損失額を把握するための速報調査を行い、金融庁に報告を行いました。

⑦ 取引データ保存・報告制度 (FOREST)

2021 年 4 月から開始された取引データ保存・報告制度は順調に運用されており、2023 年度における 2024 年 3 月末現在の約定データ受領件数は 1,675,440,294 件 (1 日平均で約 698 万件) となっています。

協会では、店頭 FX 業者から報告された取引データを基に、市場実勢価格と思われるレートとの乖離約定、約定価格のスリッページ、継続的に約定が存在しない時間帯等について分析を行っています。

(集計期間：2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで)

|                     |      |
|---------------------|------|
| 約定乖離について問合せた件数      | 67 件 |
| スリッページについて問合せた件数    | 3 件  |
| 継続的な無約定時間について問合せた件数 | 4 件  |
| その他について問合わせた件数      | 4 件  |

(ウ) その他

会員からの法令諸規則に関する相談に対し随時、回答や当局への照会を行っています。

(3) 会員処分等の状況

2023 年度に本協会の定款等に基づいて行われた会員又は外務員の処分はありませんでした。

#### 4. 苦情・相談、あっせん事業等

##### (1) 苦情・相談、あっせん事業

- (ア) 苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター (Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC))」に業務委託を行っています。

第一種金融商品取引業に係る苦情、あっせんについては、指定紛争解決機関である FINMAC の独自業務であり、他方、苦情・相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

- (イ) 2023 年度における苦情・相談、あっせん事業の状況については、「I. 5. 苦情・相談、あっせん事業」に記載のとおりです。

##### (2) 認定個人情報保護団体

- (ア) 本協会は、2014 年 8 月 1 日付で金融庁長官から個人情報保護法第 37 条 (2017 年 5 月 30 日からは第 47 条、個人情報保護委員会の所管に変更) に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの苦情処理などの認定業務を行っています。

- (イ) 2023 年度における相談・苦情等の受付は 2 件ありました。

#### 5. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

##### (1) 外務員登録の実施等

本協会では、国から金融先物取引の外務行為を行う者に対する外務員の登録に関する事務が委任されています (注 1)。外務員の登録に当たっては、登録を申請する会員から登録手数料を徴収しています。

本協会が登録業務を受任して以降、2024 年 3 月末までに累計 289,611 人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、123,594 人 (注 2) です。

2023 年度、外務員の登録等の処理件数は、登録 8,333 件 (新規・既存) を含め、19,478 件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約 9 百万円 (注 3) でした。

- (注 1) 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消 (監督局 証券課 URL : [https://www.fsa.go.jp/koueki/s\\_houjin/05.pdf](https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf) 参照。)

- (注 2) 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

| 2019 年度末  | 2020 年度末  | 2021 年度末  | 2022 年度末  | 2023 年度末  |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 129,286 人 | 127,454 人 | 127,166 人 | 124,748 人 | 123,594 人 |

- (注 3) 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 256 条により、1,000 円と定められています。

##### (2) 外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、2005 年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

システムの老朽化に伴い、クラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始し、金融庁の了承を得て、旧システムから新システムへの移行を 2020 年 2 月に完了し、運用を開始しています (フェーズ I)。その後、会員へのレスポンス向上と協会側の作業削減を目的として、会員から受領している外務員申請書について、会員から新システムへ直接申請するための協会と会員の双方向での入力可能なシステムを開発し、

2021年9月より稼働を開始しました（フェーズⅡ）。

2023年度については、外務員登録手数料の請求書発出機能を追加し、2023年7月1日より発出を開始しました。

（３） 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

（ア） 外務員資格試験

2005年の金融先物取引法の改正により外務員登録が制度化され、本協会において外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。

2023年度における試験実施状況は、受験者数 544 人に対し、合格者数 544 人となりました。なお、2006 年 4 月から 2024 年 3 月末までの累計受験者数は 29,335 人で、合格者数は 27,474 人です。

（イ） 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

（ウ） 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限りま

す。）に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修（外務員資格更新研修試験の受験）の受講を義務付けることとしています。

2023年度における試験実施状況は、受験者数 565 人に対し、合格者数 563 人となりました。なお、2009 年 4 月から 2024 年 3 月末までの累計受験者数は 7,510 人で、合格者数は 7,429 人です。

（４） 内部管理責任者関係

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第 14 条により、内部管理担当役員及び内部管理責任者について、毎年 7 月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

2024 年 3 月末現在、会員 135 社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等 139 名、内部管理責任者 644 名となっています。

2023 年度における試験実施状況は、受験者数 378 人に対し、合格者数 377 人となりました。なお、1997 年 2 月から 2024 年 3 月末までの累計受験者数は 14,783 人で、合格者数は 12,796 人です。

6. 各種刊行物の刊行、投資者教育事業、会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）等

（１） 各種刊行物の刊行

2022 年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

① 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年 4 回、会報を定期的に作成し、Kinsaki-net 上の電子ファイルにより、会員に発信しています。

2023 年度に発刊した会報では、以下の特集記事等を掲載しています。

| 号数      | 掲載記事                                                                                                                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 136 号 | 「2022 年海外主要金融デリバティブ市場の現状」<br>「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」<br>「近年の店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）における顧客取引等の概況」<br>（寄稿論文）FX 取引における売買と金利の関係<br>～高金利通貨ロング/ショートのどちらが儲かるか？～ |
| 第 137 号 | 「会員の決算状況（2023 年 3 月期）について」                                                                                                                              |
| 第 138 号 | 「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」                                                                                                                                |
| 第 139 号 | 「会員の決算状況（2023 年 9 月期）について」                                                                                                                              |

また、会報は金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資者教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

② 金融先物取引業協会諸規則（定款・規則・その他）

「金融先物取引業協会諸規則（定款・規則・その他）」を作成し、会員及び特別参加者に紙媒体のものを一部ずつ無償提供（2023 年度版は 2024 年 3 月に配付）しています。また、「一般向け協会ホームページ／協会について／定款・諸規則等」では、最新版の定款や諸規則などを閲覧することが可能です。

③ 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成し電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。

本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直しており、2023 年 10 月版として最新のものを Kinsaki-net に掲載しました。

（2） 投資者教育事業（大学への提供講座）

若年層向けの投資教育の一環として、2023 年度は 2 大学で提供講座（卒業単位修得科目）として開講しました。

- 龍谷大学において「現代特別講義（ビジネスと市場リスク）」と題し、ビジネスの世界において重要な市場リスクの管理に関して基礎的な知識から、実践的対応までについて、全 15 講義を実施。（2023 年 8 月）
- 明治大学において「応用総合講座（ビジネスと市場リスク）」と題した講義（全 14 回）を実施。（2023 年 9 月から 2024 年 1 月までの毎週金曜日）

（3） 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

本協会事務局から会員・特別参加者への適時的確な各種連絡や情報提供のため、情報処理システムとして Kinsaki-net を構築しています。Kinsaki-net には多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキング・グループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告を掲載し、また、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化などのプラットフォームとしての重要な機能を果たしています。

2023 年度に、Kinsaki-net を通じて行われた連絡件数は、500 件（うち本協会通知文書掲載 304 件）となっています。なお、2024 年度中に本システムの更改を予定しています。（「Ⅰ. 9. 協会業務系システム及び Kinsaki-net の更改」及び「Ⅲ. 11. （2）会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）の更改」参照）

## 7. 金融先物取引業務の改善合理化

### (1) FX 幹事会の活動状況

#### ① Kinsaki-net の更改についてのアンケート実施

2024 年 10 月のリニューアルに向けて、要件定義終了時点で想定される現行 Kinsaki-net からの変更点について第 64 回 FX 幹事会（2024 年 1 月）において報告し、その後、ユーザー利用に関する希望等を把握するための会員アンケートを実施しました。

#### ② サイバーセキュリティに関する施策

暗号化したファイルと復号化に使うパスワードを同一経路のメールにて送信する、いわゆる PPAP への対策として実施を検討していた会員へのファイル転送方法の変更について複数回にわたり、FX 幹事会で説明し、特に大きな混乱なく移行を完了しました。

また、JPCERT/CC 早期警戒情報の提供形態変更についても都度、FX 幹事会において報告しています。

## 8. 教育、研修事業

### (1) 会員の教育・研修事業

#### ① 会員セミナー

セミナー会場（対面）と Web 配信によるハイブリッド形式でセミナーを実施し、財務省、財務局、日本銀行及び国際通貨研究所等にご講演をいただいたほか、協会事務局の活動をお伝えしました。

2023 年度は、以下のとおり開催しています。

| 開催日時                                                      | テーマ                            | 講師（講演順）                     |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 2023 年 11 月 27 日<br>（KKR ホテル大阪<br>及び Web によるハ<br>イブリッド開催） | 「FX 取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について」 | ・ 本協会調査部長 北村剛志              |
|                                                           | 「新興国を取り巻くグローバル経済・金融の動向」        | ・ 国際通貨研究所 経済調査部主任研究員 福地亜希 氏 |
|                                                           | 「協会監査・苦情等について」                 | ・ 本協会監査部長 村田雅彦              |
|                                                           | 「最近の財務・金融行政について」               | ・ 近畿財務局 理財部 金融監督官 増田繁胤 氏    |
| 2024 年 2 月 28 日<br>（KKR ホテル東京<br>及び Web によるハ<br>イブリッド開催）  | 「最近の国際金融情勢」                    | ・ 財務省 国際局為替市場課 総括補佐 松浦晃弘 氏  |
|                                                           | 「日本経済の現状と展望」                   | ・ 日本銀行 調査統計局 経済調査課長 永幡 崇 氏  |
|                                                           | 「協会監査・苦情等について」                 | ・ 本協会監査部長 門間康二郎             |
|                                                           | 「金融先物市場の出来高概況と顧客の損益状況について」     | ・ 本協会調査部長 北村剛志              |
|                                                           | 「最近の外国為替市場の動向」                 | ・ 国際通貨研究所 上席研究員 橋本将司 氏      |

## ② 内部管理責任者研修

2023 年度より、内部管理責任者を対象として金融先物取引業務の内部管理能力向上及び業務遂行に必要な事務的、専門的知識の習得のため年度ごとの研修受講を義務づけています。

2023 年度は、①の会員セミナーと同日に開催しています。

| 開催日時                                                      | テーマ                             | 講師（講演順）                         |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 2023 年 11 月 27 日<br>（KKR ホテル大阪<br>及び Web によるハ<br>イブリッド開催） | 「最近における証券取引等監視<br>委員会の検査状況について」 | ・ 証券取引等監視委員会 証券<br>検査課長 萩藤 博之 氏 |
| 2024 年 2 月 28 日<br>（KKR ホテル東京<br>及び Web によるハ<br>イブリッド開催）  | 「最近における証券取引等監視<br>委員会の検査状況について」 | ・ 証券取引等監視委員会 証券<br>検査課長 萩藤 博之 氏 |

## ③ その他

全国地方銀行協会の会員向け研修において、市場リスク管理に関わる部門の初任担当者や経営企画部門、監査部門などを対象とした 4 日間の研修のうち、本協会が 1 日間を担当し、外部講師のほか本協会職員が講師として主に通貨オプションの基礎知識と特性について講義を行いました。

## （2） 投資者教育事業

### （ア） 投資者教育事業

一般の投資者の参加が進むデリバティブ取引について、投資者の信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。こうした観点を踏まえ、本協会では、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者リテラシーを高めるとともに取引の健全な発展を図るための取組みを進めています。なお、現在の協会の厳しい財務事情の中で、「公益財団法人資本市場振興財団」に投資者教育事業の公益目的にご理解をいただき、本事業経費の一部について、同財団より助成をいただいています。

### （イ） 2023 年度の実施状況

#### ① Web コンテンツの作成

一般投資者の金融リテラシーの普及・啓発を図るための動画（3 本）を一般向け協会ホームページで公開しました。（「I. 6. 投資教育事業」参照）

#### ② 新興国通貨等に関するレポート作成

投資者教育事業の一環として、金融分野のシンクタンクと連携して一般投資者向けの啓蒙資料の作成を進めており、FX 取引において投資者の取引が活発となってきている新興国通貨に関する情報を取りまとめたレポートや、FX 取引市場の動向に関するレポートを取りまとめ、取引を行うに当たっての基礎的な知識を普及することを目的としたレポートの作成を進めています。

本年度は、公益法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、新興国通貨等に関するレポートの拡充及び既存レポート内容の更新（インドルピー及びハンガリーフォリントの新規掲載、新興国通貨の基礎知識総論、ブラジル、ポーランドの更新）を実施しました。

③ 投資（家）行動の実証分析

本協会学術アドバイザーの岩壺健太郎教授（神戸大学大学院経済学研究科）に、投資家の行動経済学的分析をテーマとした研究を依頼しています。

2023 年度は、実際の店頭外国為替証拠金取引の取引データから、新型コロナ発生時の円相場と FX 投資家の行動について分析を行い、2024 年 3 月に最終的な分析結果として論文を寄稿いただきました（2024 年 4 月の会報に掲載）。

9. 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

(1) 国内の行政機関・自主規制機関等との関係

(ア) 金融庁との意見交換会

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。2023 年度は 10 月 12 日に第 15 回意見交換会を開催しました。

(イ) マネーロンダリング関係

① マネロン対応高度化官民連絡会

財務省、金融庁、法務省、警察庁等により FATF 対応、マネロン対応についてのプレゼンテーションが、2023 年 4 月及び 2024 年 2 月に開催され、本協会はオブザーバーとして参加し、関係各方面との情報共有に努めています。

(ウ) 国際金融都市 OSAKA 推進委員会

大阪における国際金融都市の実現に向けた取組みを推進することを目的として、行政・経済界・各種団体で構成する「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」が設立されました（2021 年 3 月）。

本年度は、進捗状況等を説明するための会合が 3 回開催され、本協会はオブザーバーとして参加しました。

(2) 国外の行政機関・自主規制機関等との関係

金融先物取引を所掌する自主規制機関である本協会は、先物取引の世界的な機構である FIA (Futures Industry Association: 米国先物業協会) に加盟しています。その研修機関である IFM (Institute of Financial Market) の先物取引の刊行物を、投資教育事業の一環として翻訳し、一般向け協会ホームページで公開しています。また、2023 年 11 月にシンガポールで行われた、アジア地域内におけるデリバティブに関する情報交換の機会でもある FIA アジアデリバティブ会議に参加しています。

10. 法令に基づく主務大臣等への協力

(1) 法人顧客に対する証拠金規制（為替リスク想定比率の算出・公表）

本協会では、2016 年 6 月 14 日金融庁告示第 25 号の示すところにより、法人顧客を相手方とする店頭 FX 取引について、必要証拠金率の算出・公表業務を 2017 年 2 月 17 日より開始し、当該比率を週次で一般向け協会ホームページに公表しています。

当該業務は外部委託しており、おおむね順調に行われています。

2023 年度においては、2022 年度に発生した一般向け協会ホームページ上での当該比率公表障害に対し、当該比率算出に用いる為替データの提供及び当該比率の算出業務はこれまでどおり当該委託先に委託するものの、当該公表ページの管理については本協会が行う形に改めることとし、システムの改修を行いました。

(2) 金融庁業務支援統合システム（届出一元化）及び金融モニタリングシステム（FIMOS）への対応

会員から金融庁へ「金融庁業務支援統合システム」を通じて報告されているモニタリング調査表、決算状況表等のデータは、2022年4月から金融庁と本協会の間で当該報告内容のデータ連携をシステム上で行うことが可能になり、更に金融庁では2024年上期には、「金融庁業務支援統合システム」の後継となる金融モニタリングシステム（FIMOS）への更改が行われる予定となっています。

本協会では、この更改に係る既存システムを改修（金融モニタリングシステム（FIMOS）に対応する再改修を含む。）し、会員から当該データを直接提出していただく代わりに、金融庁から当該報告内容のデータ提供を受け、これを集計し、データベース化すると共に、当該システムの継続的な保守及び運用を行っています。

11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進

(1) 協会業務系システムの更改

協会業務系システムは情報セキュリティ及びBCPの観点からシンククライアント環境を導入しています。

2023年度に現行インフラの切替時期を迎えることから、IT・情報セキュリティの現状を踏まえて、より安全で効率的な業務環境を実現するべく、システム構成等を見直し、2022年度から計画的に更改作業を進め、2023年4月までに完了しました。（「I. 9. 協会業務系システム及びKinsaki-netの更改」参照）

(2) 会員・特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）の更改

2008年から会員・特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として会員からの要望も踏まえ、安全性を考慮したウェブ報告機能（会員限定Webサイトを通じて情報のやり取りを行う。）を持つKinsaki-netの運用を開始しました。

本協会では、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行ってきたところであり、本年度においては、2024年度の更改に向けて、要件定義を実施し、引き続き詳細設計、開発の工程に進んでいます。

なお、更改後のKinsaki-netが会員にとってより使いやすいものになるよう、希望ユーザー数など、利用に関する会員アンケートを2024年3月に実施しました。（「I. 9. 協会業務系システム及びKinsaki-netの更改」参照）

(3) サイバーセキュリティへの取組み

① 2016年度からJPCERT/CCが提供する「早期警戒情報」の一部を、本協会を通じて希望する会員に提供してきましたが、会員における当該情報取得の効用拡大を目的とし、2024年4月1日より本協会経由の提供からJPCERT/CCからの直接提供へ提供形態の移行を行いました。

② 金融庁総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室からの依頼で実施したサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）の関係資料（概要・内容）をKinsaki-netを通じて会員へ周知しました（2023年5月）。引き続き、金融庁等と連携しながら対応していきます。（「I. 7 サイバーセキュリティ」参照）

## 12. その他

### (1) 協会の個人情報保護対策

本協会では、2008 年度よりセキュリティ・コンサルタントによる定期個人情報保護研修を実施するとともに個人情報保護に係る外部監査を受けています。

本年度の当該研修及び監査はともに 2024 年 3 月に実施し、当該監査においては「全体を通して、協会が保有する個人情報は適切に管理され、情報漏えい等のリスクが少ないことを確認しました。」との意見をいただいています。

### (2) 協会役職員に対するハラスメント研修の実施

本協会では、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が 2022 年 4 月から全企業に義務化されたことを受け、一般社団法人日本産業カウンセラー協会より講師を招き役職員に対しハラスメント研修を実施しています。

2023 年度においては 10 月に「明るく働きやすい職場づくりに向けて～ハラスメントになりにくい話し方伝え方～」と題した研修を実施し、ハラスメント防止の重要性やアンコンシャスバイアスについての講義を行いました。今後も毎年実施することとしています。

## IV. 協会の概要

### 1. 事務局

#### (1) 組織・人員

本協会事務局は、統括役 2 人の下、4 部（総務、業務、監査、調査）体制で業務を行っています。

職員数（2024 年 3 月末現在）は、20 人（うちパート 2 人）です。

#### (別紙 3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図 参照)

また、Kinsaki-net をはじめとする協会内の 4 つの基幹システム（①シン・クライアント、②Kinsaki-net、③FFAJPortal（外務員）、④取引データ保存報告制度（FOREST））を統括管理するため、2024 年 1 月に協会事務局の組織及び事務分掌を定めた規程を一部改正し、総務部内に情報処理組織維持整備に関する事務を所掌とする「情報管理室」を設置しました。

#### (2) 所在地

主たる事務所 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3  
NBF 小川町ビルディング

代表電話番号 (03) 5280-0881

各部代表電話番号 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX 番号 (03) 5280-0895

URL <https://www.ffaj.or.jp/>

<https://www.ffaj.or.jp/en>

支部は置かれていません。

## 2. 財務報告

### (1) 収支の状況

2023 年度における収入は、554 百万円（No. 19 事業活動収入 533 百万円、No. 50 過怠金積立資金取崩収入 14 百万円、No. 51 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取崩収入 7 百万円）となっています。

一方で支出は、561 百万円（No. 44 事業活動支出 488 百万円、No. 58 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出 4 百万円、No. 59 自主規制事業実施積立資金取得支出 19 百万円、No. 60・61 役員・職員退職給付引当資産取得支出 13 百万円、No. 63 什器備品取得支出 23 百万円及び No. 64 ソフトウェア取得支出 14 百万円）となっています。

単年度の収支差は 7 百万円のマイナスとなったことから、当該 7 百万円を自主規制事業実施積立資金から取崩し（自主規制事業実施積立資金取崩収入 (No. 52)）ています。

### ○2023 年度収支計算書における決算概要

(単位：千円)

| No. | 科目<br>(記載の No. は収支計算書上の行番号です。)                                                            | 2023 年度<br>予算額 (a) | 2023 年度<br>決算額 (b) | 差異<br>(a-b)     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 1   | <b>収入合計 (A)</b>                                                                           | <b>566, 735</b>    | <b>554, 051</b>    | <b>12, 683</b>  |
| 2   | 事業活動収入 (No. 19)                                                                           | 533, 720           | 532, 890           | 831             |
| 3   | 過怠金積立資金取崩収入 (No. 50)                                                                      | 14, 000            | 14, 000            | 0               |
| 4   | 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取崩収入 (No. 51)                                                    | 7, 162             | 7, 162             | 0               |
| 5   | 退職給付引当資産取崩収入 (No. 53)                                                                     | 11, 853            | 0                  | 11, 853         |
| 6   | <b>支出合計 (B)</b>                                                                           | <b>669, 999</b>    | <b>560, 676</b>    | <b>109, 323</b> |
| 7   | 事業活動支出 (No. 44)                                                                           | 569, 428           | 488, 192           | 81, 236         |
| 8   | うち 事業費支出 (No. 34)                                                                         | (517, 676)         | (449, 683)         | (67, 993)       |
| 9   | うち 管理費支出 (No. 43)                                                                         | (51, 752)          | (38, 509)          | (13, 243)       |
| 10  | 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出 (No. 58)                                                    | 0                  | 4, 478             | △4, 478         |
| 11  | 自主規制事業実施積立資金取得支出 (No. 59) (過年度において取引データ保存・報告制度に係る費用として支出した費用の戻り分 (2021 年度から 5 年分割の 3 年目)) | 18, 663            | 18, 663            | 0               |
| 12  | 役員・職員退職引当資産取得支出 (No. 60、No. 61)                                                           | 16, 308            | 12, 942            | 3, 366          |
| 13  | 什器備品取得支出 (No. 63)                                                                         | 26, 600            | 22, 641            | 3, 959          |
| 14  | ソフトウェア取得支出 (No. 64)                                                                       | 19, 000            | 13, 761            | 5, 239          |
| 15  | 予備費支出 (No. 77)                                                                            | 20, 000            | 0                  | 20, 000         |
| 16  | <b>収支差 (A-B)</b>                                                                          | <b>△103, 264</b>   | <b>△6, 625</b>     | <b>△96, 639</b> |
| 17  | 自主規制事業実施積立資金からの取崩し (自主規制事業実施積立資金取崩収入 (No. 52))                                            | 103, 264           | 6, 625             | 96, 639         |

(注) 四捨五入により合計等一致しない箇所があります。

(2) 財務の状況

2023 年度末の一般正味財産は 521 百万円（前年度末比 7 百万円増）となりました。

また主な特定資産のうち、預り預託金充当資産は 1,371 百万円（前年度末比 3 百万円減）、過怠金積立資金は 0 円（前年度末比 14 百万円減）、取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金は 12 百万円（前年度末比 3 百万円減）自主規制事業実施積立資金は 403 百万円（前年度末比 7 百万円増）、となりました。

○ 2023 年度における特定資産の増減額及びその残高

（単位：千円）

| No. | 科 目                       | 前期末残高     | 当期増加額  | 当期減少額  | 当期末残高     |
|-----|---------------------------|-----------|--------|--------|-----------|
| 1   | 預り預託金充当資産                 | 1,374,000 | 22,000 | 25,000 | 1,371,000 |
| 2   | 過怠金積立資金                   | 14,000    | 0      | 14,000 | 0         |
| 3   | 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金 | 14,847    | 4,478  | 7,162  | 12,163    |
| 4   | 自主規制事業実施積立資金              | 395,806   | 18,663 | 11,441 | 403,028   |
| 5   | 役員退職慰労引当資産                | 4,579     | 1,616  | 0      | 6,195     |
| 6   | 退職給付引当資産                  | 85,183    | 11,326 | 0      | 96,509    |
| 7   | 合計                        | 1,888,415 | 58,082 | 57,602 | 1,888,895 |

(注) 四捨五入により合計等一致しない箇所があります。

(3) 監査法人による監査の実施

本協会は、財務運営の適正性の観点から、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、収支計算書及び財務諸表等に対する会計監査を受けています。

2023 年度の収支計算書及び財務諸表等に対する会計監査については、無限定適正意見を付した監査報告書を 2024 年 4 月 26 日にいただいています。

V. 会員等の状況

1. 会員等の状況

2024 年 3 月 31 日現在、本協会の会員は 135 社、特別参加者は 4 社です。

2023 年度中、会員については、入会 2 社、退会 5 社（金融先物取引業の廃止 4 社、事業譲渡に伴う退会 1 社）です。特別参加者については、入退会はありません。

会員、特別参加者の状況

(2024 年 3 月 31 日現在)

| 業 態    | 会 員 | 特 別 参 加 者 |
|--------|-----|-----------|
| 都市銀行   | 4   | —         |
| 地方銀行   | 30  | —         |
| 信託銀行   | 3   | —         |
| その他の銀行 | 9   | —         |
| 外国銀行   | 9   | —         |
| 第二地方銀行 | 4   | —         |

| 業 態    | 会 員 | 特 別 参 加 者 |
|--------|-----|-----------|
| 信用金庫   | —   | —         |
| 系統金融機関 | 1   | 1         |
| 短資会社等  | —   | —         |
| 証券会社   | 51  | 1         |
| 外国証券会社 | 2   | —         |
| 商品先物会社 | 5   | —         |
| 先物専門会社 | 16  | —         |
| その他    | 1   | 2         |
| 合計     | 135 | 4         |

## 2. 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

| 都市銀行        | 会員代表者   |       |
|-------------|---------|-------|
| 株式会社りそな銀行   | 代表取締役社長 | 岩永 省一 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 頭取      | 半沢 淳一 |
| 株式会社三井住友銀行  | 頭取 CEO  | 福留 朗裕 |
| 株式会社みずほ銀行   | 取締役頭取   | 加藤 勝彦 |

| 地方銀行         | 会員代表者       |        |
|--------------|-------------|--------|
| 株式会社千葉銀行     | 取締役頭取       | 米本 努   |
| 株式会社横浜銀行     | 代表取締役頭取     | 片岡 達也  |
| 株式会社伊予銀行     | 代表取締役       | 三好 賢治  |
| 株式会社百十四銀行    | 代表取締役 取締役頭取 | 綾田 裕次郎 |
| 株式会社北陸銀行     | 代表取締役頭取     | 中澤 宏   |
| 株式会社北海道銀行    | 代表取締役頭取     | 兼間 祐二  |
| 株式会社第四北越銀行   | 取締役頭取       | 殖栗 道郎  |
| 株式会社北國銀行     | 取締役頭取       | 杖村 修司  |
| 株式会社十六銀行     | 取締役頭取       | 石黒 明秀  |
| 株式会社中国銀行     | 取締役頭取       | 加藤 貞則  |
| 株式会社広島銀行     | 取締役頭取       | 清宗 一男  |
| 株式会社常陽銀行     | 取締役頭取       | 秋野 哲也  |
| 株式会社八十二銀行    | 取締役頭取       | 松下 正樹  |
| 株式会社大垣共立銀行   | 取締役頭取       | 境 敏幸   |
| 株式会社静岡銀行     | 取締役頭取       | 八木 稔   |
| 株式会社京都銀行     | 取締役頭取       | 安井 幹也  |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 取締役頭取       | 村上 英之  |
| 株式会社山口銀行     | 取締役頭取       | 曾我 徳將  |
| 株式会社佐賀銀行     | 取締役頭取       | 坂井 秀明  |
| 株式会社百五銀行     | 取締役頭取       | 杉浦 雅和  |

| 地方銀行        | 会員代表者        |        |
|-------------|--------------|--------|
| 株式会社群馬銀行    | 取締役頭取        | 深井 彰彦  |
| 株式会社滋賀銀行    | 取締役頭取        | 久保田 真也 |
| 株式会社池田泉州銀行  | 代表取締役頭取兼CEO  | 鶴川 淳   |
| 株式会社福井銀行    | 取締役兼代表執行役頭取  | 長谷川 英一 |
| 株式会社七十七銀行   | 取締役頭取        | 小林 英文  |
| 株式会社北九州銀行   | 取締役頭取        | 嘉藤 晃玉  |
| 株式会社福岡銀行    | 取締役頭取（代表取締役） | 五島 久   |
| 株式会社足利銀行    | 取締役頭取        | 清水 和幸  |
| 株式会社きらぼし銀行  | 取締役頭取        | 渡邊 壽信  |
| 株式会社関西みらい銀行 | 代表取締役兼社長執行役員 | 西山 和宏  |

| 信託銀行          | 会員代表者 |       |
|---------------|-------|-------|
| 三井住友信託銀行株式会社  | 取締役社長 | 大山 一也 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 取締役社長 | 長島 巖  |
| みずほ信託銀行株式会社   | 取締役社長 | 梅田 圭  |

| その他の銀行           | 会員代表者          |       |
|------------------|----------------|-------|
| PayPay 銀行株式会社    | 代表取締役社長        | 田鎖 智人 |
| 株式会社埼玉りそな銀行      | 代表取締役社長        | 福岡 聡  |
| 株式会社あおぞら銀行       | 代表取締役社長        | 谷川 啓  |
| 楽天銀行株式会社         | 代表取締役社長 最高執行役員 | 永井 啓之 |
| 株式会社新生銀行         | 代表取締役社長        | 川島 克哉 |
| ソニー銀行株式会社        | 代表取締役社長        | 南 啓二  |
| 住信SBIネット銀行株式会社   | 代表取締役社長        | 円山 法昭 |
| auじぶん銀行株式会社      | 代表取締役社長        | 石月 貴史 |
| GMOあおぞらネット銀行株式会社 | 代表取締役社長        | 山根 武  |

| 外国銀行            | 会員代表者                                |                   |
|-----------------|--------------------------------------|-------------------|
| パークレイズ銀行        | 日本における代表者                            | 森原 恒輔             |
| 香港上海銀行          | 日本における代表者                            | Edward Weeks      |
| UBS 銀行          | 日本における代表者 東京支店長 カントリー・オペレーティング・オフィサー | 山田 真資             |
| ソシエテ・ジェネラル銀行    | 日本における代表者兼東京支店長                      | Bruno Gaussorgues |
| クレディ・スイス銀行      | 日本における代表者                            | 桑原 良              |
| JPMorgan・チェース銀行 | 日本における代表者兼東京支店長                      | 李家 輝              |
| ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行  | 日本における代表者                            | Antoine Gustin    |
| シティバンク、エヌ・エイ    | 日本における代表者                            | マーク・ラウル・マリー・      |

| 外国銀行                              | 会員代表者     |           |
|-----------------------------------|-----------|-----------|
|                                   |           | ルエ        |
| コメルツバンク・アクツィエンゲゼル<br>シャフト（コメルツ銀行） | 日本における代表者 | ニコラ シャニヨン |

| 第二地方銀行      | 会員代表者       |       |
|-------------|-------------|-------|
| 株式会社北洋銀行    | 取締役頭取       | 安田 光春 |
| 株式会社もみじ銀行   | 取締役頭取       | 小田 宏史 |
| 株式会社みなと銀行   | 代表取締役社長     | 武市 寿一 |
| 株式会社東京スター銀行 | 代表執行役頭取兼取締役 | 伊東 武  |

| 系統金融機関       | 会員代表者   |       |
|--------------|---------|-------|
| 株式会社商工組合中央金庫 | 代表取締役社長 | 関根 正裕 |

| 証券会社                      | 会員代表者                             |        |
|---------------------------|-----------------------------------|--------|
| 岩井コスモ証券株式会社               | 代表取締役社長ＣＯＯ                        | 笹川 貴生  |
| みずほ証券株式会社                 | 取締役社長                             | 浜本 吉郎  |
| B of A 証券株式会社             | 代表取締役社長                           | 笹田 珠生  |
| 野村証券株式会社                  | 代表取締役社長                           | 奥田 健太郎 |
| シティグループ証券株式会社             | 代表取締役社長兼ＣＥＯ                       | マーク・ルエ |
| ひまわり証券株式会社                | 代表取締役社長                           | 中町 剛   |
| 松井証券株式会社                  | 代表取締役社長                           | 和里田 聰  |
| ドイツ証券株式会社                 | 代表取締役社長                           | 本間 民夫  |
| 大和証券株式会社                  | 代表取締役社長                           | 中田 誠司  |
| 株式会社ＳＢＩ証券                 | 代表取締役社長                           | 高村 正人  |
| クレディ・スイス証券株式会社            | 代表取締役社長兼ＣＥＯ                       | 桑原 良   |
| J P モルガン証券株式会社            | 代表取締役社長 チーフ・<br>エグゼクティブ・オフィサ<br>ー | 李家 輝   |
| モルガン・スタンレーMUF G証券<br>株式会社 | 代表取締役社長                           | 田村 浩四郎 |
| 楽天証券株式会社                  | 代表取締役社長                           | 楠 雄治   |
| パークレイズ証券株式会社              | 代表取締役社長                           | 木曾 健太郎 |
| GMOクリック証券株式会社             | 代表取締役社長                           | 高島 秀行  |
| ゴールドマン・サックス証券株式<br>会社     | 代表取締役                             | 吉村 隆   |
| 트레이ダーズ証券株式会社              | 代表取締役社長                           | 須山 剛   |
| マネックス証券株式会社               | 代表取締役                             | 相川 浩   |
| au カブコム証券株式会社             | 代表取締役会長兼社長                        | 二宮 明雄  |
| 株式会社DMM. com 証券           | 代表取締役                             | 谷川 龍二  |
| インヴァスト証券株式会社              | 代表取締役社長                           | 伊藤 誠規  |
| ソシエテ・ジェネラル証券株式会社          | 代表取締役社長                           | 島本 幸治  |

| 証券会社                             | 会員代表者             |                  |
|----------------------------------|-------------------|------------------|
| 東海東京証券株式会社                       | 代表取締役社長           | 北川 尚子            |
| 株式会社アイネット証券                      | 代表取締役社長           | 星野 智英            |
| S M B C日興証券株式会社                  | 取締役社長             | 近藤 雄一郎           |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社            | 取締役社長             | 小林 真             |
| あい証券株式会社                         | 代表取締役             | 加藤 丈典            |
| セントレード証券株式会社                     | 代表取締役             | 田中 真人            |
| サクソバンク証券株式会社                     | 代表取締役社長           | ゲーテ ヨハン          |
| I G証券株式会社                        | 代表取締役社長           | 古市 知元            |
| フィリップ証券株式会社                      | 代表取締役社長           | 永堀 真             |
| B N Pパリバ証券株式会社                   | 代表取締役社長           | Tony Leung       |
| 日産証券株式会社                         | 代表取締役社長           | 二家 英彰            |
| A I ゴールド証券株式会社                   | 代表取締役社長           | 若林 正俊            |
| P lus500 J P 証券株式会社              | 代表取締役社長           | 大森 恒郎            |
| U B S証券株式会社                      | 代表取締役社長           | 中村 善二            |
| 野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社        | 取締役社長             | 大津 英嗣            |
| 第一プレミア証券株式会社                     | 代表取締役社長           | 曾我 行則            |
| 立花証券株式会社                         | 代表取締役社長           | 廣瀬 千春            |
| あかつき証券株式会社                       | 代表取締役社長           | 工藤 英人            |
| 株式会社マネーパートナーズ                    | 代表取締役社長           | 福島 秀治            |
| 株式会社マネースクエア                      | 代表取締役会長兼社長        | 相葉 斉             |
| G M O外貨株式会社                      | 代表取締役社長           | 小西 洋平            |
| L I N E証券株式会社                    | 代表取締役 C o - C E O | 米永 吉和            |
| U B S SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 | 代表取締役社長           | 中村 善二            |
| 岡三証券株式会社                         | 取締役社長             | 池田 嘉宏            |
| H S B C証券株式会社                    | 代表取締役社長           | 永原 千華子           |
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社          | 代表取締役             | リチャード・クレアモン<br>ト |
| 株式会社上田トラディション証券                  | 代表取締役社長           | 小杉 昭徳            |
| 中国国際金融日本株式会社                     | 代表取締役社長           | 田中 栄治            |

| 外国証券会社                     | 会員代表者         |                  |
|----------------------------|---------------|------------------|
| クレディ・アグリコル証券会社             | 取締役兼日本における代表者 | Benjamin Lamberg |
| R B Cキャピタルマーケッツ・ジャパン・リミテッド | 日本における代表者     | 松本 秀樹            |

| 商品先物会社       | 会員代表者   |       |
|--------------|---------|-------|
| 豊トラスティ証券株式会社 | 代表取締役社長 | 安成 政文 |

| 商品先物会社      | 会員代表者   |       |
|-------------|---------|-------|
| 岡安商事株式会社    | 代表取締役社長 | 杉本 良隆 |
| サンワード貿易株式会社 | 代表取締役   | 依田 年晃 |
| フジトミ証券株式会社  | 代表取締役社長 | 細金 英光 |
| 大起証券株式会社    | 代表取締役社長 | 大口 博信 |

| 先物専門会社                      | 会員代表者     |        |
|-----------------------------|-----------|--------|
| J F X株式会社                   | 代表取締役     | 小林 芳彦  |
| セントラル短資F X株式会社              | 代表取締役社長   | 宮下 俊郎  |
| クリエイトジャパン株式会社               | 代表取締役社長   | 島津 嘉弘  |
| 株式会社外為どっとコム                 | 代表取締役社長   | 竹内 淳   |
| FOREX EXCHANGE株式会社          | 代表取締役社長   | 北見 悟志  |
| TF Global Markets Japan株式会社 | 代表取締役 CEO | 小池 一弘  |
| Stone X証券株式会社               | 代表取締役     | 石塚 毅   |
| 株式会社FXブロードネット               | 代表取締役社長   | 山口 裕   |
| 株式会社外為オンライン                 | 代表取締役社長   | 古作 篤   |
| ヒロセ通商株式会社                   | 代表取締役社長   | 野市 裕作  |
| ゴールドデンウェイ・ジャパン株式会社          | 代表取締役社長   | 呉 一帆   |
| OANDA証券株式会社                 | 代表取締役     | 柳澤 義治  |
| アヴァトレード・ジャパン株式会社            | 代表取締役     | 丹羽 広   |
| 外為ファイネスト株式会社                | 代表取締役     | 石野 由美子 |
| デューカスコピー・ジャパン株式会社           | 代表取締役     | 藤田 規之  |
| SBI FXトレード株式会社              | 代表取締役社長   | 藤田 行生  |

| その他        | 会員代表者   |       |
|------------|---------|-------|
| GMOコイン株式会社 | 代表取締役社長 | 石村 富隆 |

### 3. 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

| 系統金融機関 | 特別参加者代表者 |      |
|--------|----------|------|
| 農林中央金庫 | 代表理事 理事長 | 奥 和登 |

| 証券会社            | 特別参加者代表者 |       |
|-----------------|----------|-------|
| 株式会社SBIネオトレード証券 | 代表取締役社長  | 石川 和幸 |

| その他                  | 特別参加者代表者 |       |
|----------------------|----------|-------|
| SBIリクイディティ・マーケット株式会社 | 代表取締役社長  | 尾崎 文紀 |

|                         |                         |      |
|-------------------------|-------------------------|------|
| CME GROUP JAPAN<br>株式会社 | エグゼクティブ・ダイレク<br>ター 駐日代表 | 数原 泉 |
|-------------------------|-------------------------|------|

#### 4. 役員

2024年3月31日現在の本協会の役員は、以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

|             |            |                |           |
|-------------|------------|----------------|-----------|
| 理 事<br>(会長) | 加藤 勝彦      | 株式会社みずほ銀行      | 取締役頭取     |
| 理事<br>(副会長) | 奥田 健太<br>郎 | 野村證券株式会社       | 代表取締役社長   |
| 理 事         | 福留 朗裕      | 株式会社三井住友銀行     | 頭取 CEO    |
| 理 事         | 米本 努       | 株式会社千葉銀行       | 取締役頭取     |
| 理 事         | 梅田 圭       | みずほ信託銀行株式会社    | 取締役社長     |
| 理 事         | 森原 恒輔      | パークレイズ銀行       | 日本における代表者 |
| 理 事         | 高島 秀行      | GMOクリック証券株式会社  | 代表取締役社長   |
| 理 事         | 宮下 俊郎      | セントラル短資FX株式会社  | 代表取締役社長   |
| 理 事         | 竹内 淳       | 株式会社外為どっとコム    | 代表取締役社長   |
| 理 事         | 藤田 行生      | SBI FXトレード株式会社 | 代表取締役社長   |

(非会員理事)

|               |       |                        |      |
|---------------|-------|------------------------|------|
| 理 事<br>(専務理事) | 山崎 晃義 | 協会                     | 専務理事 |
| 監 事           | 照内 太郎 | 公益財団法人<br>金融情報システムセンター | 常務理事 |

#### 5. 委員会等委員

2024年3月31日現在の本協会の委員会等の委員は、以下のとおりです。

##### (1) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

|      |       |                |                               |
|------|-------|----------------|-------------------------------|
| 委員長  | 北爪 丈嗣 | 株式会社みずほ銀行      | 執行理事                          |
| 副委員長 | 沼田 薫  | 野村證券株式会社       | 執行役員                          |
| 委 員  | 永田 有広 | 株式会社三井住友銀行     | 常務執行役員 市場営業統括部<br>長           |
| 委 員  | 小野 雅康 | 株式会社千葉銀行       | 取締役常務執行役員                     |
| 委 員  | 森下 充弘 | みずほ信託銀行株式会社    | 常務執行役員 グローバルトラ<br>ンザクションユニット長 |
| 委 員  | 大澤 孝元 | パークレイズ銀行       | 市場営業本部長                       |
| 委 員  | 山本 樹  | GMOクリック証券株式会社  | 常務取締役                         |
| 委 員  | 伊藤 雅博 | セントラル短資FX株式会社  | 常務取締役                         |
| 委 員  | 加藤 耕一 | 株式会社外為どっとコム    | 管理本部長                         |
| 委 員  | 船木 孝規 | SBI FXトレード株式会社 | 取締役                           |

(非会員委員)

|     |       |    |      |
|-----|-------|----|------|
| 委 員 | 山崎 晃義 | 協会 | 専務理事 |
|-----|-------|----|------|

(2) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

|      |            |               |                                    |
|------|------------|---------------|------------------------------------|
| 委員長  | 永田 有広      | 株式会社三井住友銀行    | 常務執行役員 市場営業統括部長                    |
| 副委員長 | 田口 宏一      | 大和証券株式会社      | 執行役員                               |
| 副委員長 | 福島 秀治      | 株式会社マネーパートナーズ | 代表取締役社長                            |
| 委員   | 小野 雅康      | 株式会社千葉銀行      | 取締役常務執行役員                          |
| 委員   | 森下 充弘      | みずほ信託銀行株式会社   | 常務執行役員 グローバルトランザクションユニット長          |
| 委員   | 星野 昭       | シティグループ証券株式会社 | 外国為替本部長 兼 グローバルマクロ営業統括部長           |
| 委員   | 雑賀 基夫      | 松井証券株式会社      | 取締役 法務・コンプライアンス部門担当役員 兼 コンプライアンス部長 |
| 委員   | シマフランカラミール | 楽天証券株式会社      | 執行役員                               |
| 委員   | 牧 力爾       | マネックス証券株式会社   | 執行役員                               |
| 委員   | 野市 裕作      | ヒロセ通商株式会社     | 代表取締役社長                            |

(非会員委員)

|    |       |       |                   |
|----|-------|-------|-------------------|
| 委員 | 弥永 真生 | 明治大学  | 専門職大学院会計専門職研究科 教授 |
| 委員 | 小出 篤  | 早稲田大学 | 法学学術院 教授          |
| 委員 | 山崎 晃義 | 協会    | 専務理事              |

(3) 規律委員会

※役職名は、届出による。

|      |       |           |                   |
|------|-------|-----------|-------------------|
| 委員長  | 弥永 真生 | 明治大学      | 専門職大学院会計専門職研究科 教授 |
| 副委員長 | 坂本 正喜 | 原・植松法律事務所 | 弁護士               |
| 委員   | 飯田 秀総 | 東京大学大学院   | 法学政治学研究科 教授       |

(4) 不服審査会

※役職名は、届出による。

|      |       |               |          |
|------|-------|---------------|----------|
| 委員長  | 神作 裕之 | 学習院大学大学院      | 法務研究科 教授 |
| 副委員長 | 高橋 厚男 | 公益財団法人 日本関税協会 | 顧問       |
| 委員   | 浅見 裕子 | 学習院大学         | 経済学部 教授  |

6. 部会等

(1) 業務部会

2024年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

|     |       |           |                   |
|-----|-------|-----------|-------------------|
| 部会長 | 高須 基裕 | 株式会社みずほ銀行 | グローバルマーケティング業務部次長 |
|-----|-------|-----------|-------------------|

|     |        |                |                           |
|-----|--------|----------------|---------------------------|
| 副部長 | 川田 雄司  | 野村證券株式会社       | マーケティング部 デジタル・プラットフォーム課課長 |
| 部会員 | 後藤 拓   | 株式会社三井住友銀行     | 市場営業統括部 上席推進役             |
| 部会員 | 益満 祐治  | 株式会社千葉銀行       | コンプライアンス・リスク統括部 担当部長      |
| 部会員 | 末益 義信  | みずほ信託銀行株式会社    | 信託プロダクツ業務部 信託協会担当部長       |
| 部会員 | 藤原 勇平  | バークレイズ銀行       | ソリューション営業部 部長             |
| 部会員 | 田宮 友貴  | GMOクリック証券株式会社  | デリバティブ事業部長                |
| 部会員 | 村瀬 智恵子 | セントラル短資FX株式会社  | リスク管理室長                   |
| 部会員 | 畑 信治   | 株式会社外為どっとコム    | コンプライアンス部 副部長             |
| 部会員 | 田口 晋次  | SBI FXトレード株式会社 | 審査・コンプライアンス部 部長           |

(非会員部会員)

|     |       |    |           |
|-----|-------|----|-----------|
| 部会員 | 小堀 敏久 | 協会 | 統括役（事務局長） |
|-----|-------|----|-----------|

## (2) 自主規制部会

2024年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

|     |        |               |                         |
|-----|--------|---------------|-------------------------|
| 部会長 | 後藤 拓   | 株式会社三井住友銀行    | 市場営業統括部 上席推進役           |
| 副部長 | 佐野 琢磨  | 大和証券株式会社      | 営業企画部 副部長               |
| 副部長 | 宇留野 真澄 | 株式会社マネーパートナーズ | 取締役CFO 兼 管理部長           |
| 部会員 | 益満 祐治  | 株式会社千葉銀行      | コンプライアンス・リスク統括部 担当部長    |
| 部会員 | 末益 義信  | みずほ信託銀行株式会社   | 信託プロダクツ業務部 信託協会担当部長     |
| 部会員 | 江副 友亮  | シティグループ証券株式会社 | 外国為替営業部長                |
| 部会員 | 加藤 大地  | 松井証券株式会社      | コンプライアンス部サブリーダー         |
| 部会員 | 徳光 裕章  | 楽天証券株式会社      | FX・CFD事業本部 FX事業部 マネージャー |
| 部会員 | 本郷 絢也  | マネックス証券株式会社   | リスク・マネジメント部 マネージャー      |
| 部会員 | 衣川 貴裕  | ヒロセ通商株式会社     | 専務取締役                   |

(非会員部会員)

|     |       |       |                   |
|-----|-------|-------|-------------------|
| 部会員 | 弥永 真生 | 明治大学  | 専門職大学院会計専門職研究科 教授 |
| 部会員 | 小出 篤  | 早稲田大学 | 法学学術院 教授          |
| 部会員 | 小堀 敏久 | 協会    | 統括役（事務局長）         |

## (3) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務に当たっています。

(4) FX 幹事会

外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うことを目的に FX 幹事会を業務部会及び自主規制部会の下に設置しています。2023 年度は 20 社が参加し、部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長 GMOクリック証券株式会社  
副部会長 大和証券株式会社、楽天証券株式会社  
幹事会社 野村証券株式会社  
松井証券株式会社  
株式会社 SBI 証券  
マネックス証券株式会社  
au カブコム証券株式会社  
株式会社 DMM. com 証券  
インヴァスト証券株式会社  
株式会社 マネーパートナーズ  
株式会社 マネースクエア  
外貨 ex by GMO 株式会社  
セントラル短資 FX 株式会社  
株式会社 外為どっとコム  
StoneX 証券株式会社  
株式会社 外為オンライン  
ヒロセ通商株式会社  
ゴールドデンウェイ・ジャパン株式会社  
SBI FXトレード株式会社

VI 事業報告書付属明細書

2023 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しておりません。

2024 年 6 月  
一般社団法人金融先物取引業協会

## Ⅶ 参考資料 目次

|      |                      |        |
|------|----------------------|--------|
| 別紙 1 | 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況 | ・・・ 38 |
| 別紙 2 | 所管金融商品取引の状況（マッピング）   | ・・・ 50 |
| 別紙 3 | 一般社団法人金融先物取引業協会組織図   | ・・・ 52 |

## 別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

### FFAJ活動記録

(2023. 04. 01 ~ 2024. 03. 31)

| 月 日    | 事 項            | 分 類 | 内 容 等                                                                | 文書番号 |
|--------|----------------|-----|----------------------------------------------------------------------|------|
| 2023 年 |                |     |                                                                      |      |
| 0403   | 通知文書           | 業務部 | 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について | 58E  |
| 0406   | 通知文書           | 業務部 | 契約締結前交付書面(ひな形)の作成について(金利先物取引説明書)                                     | 67E  |
| 0407   | 通知文書           | 総務部 | 無登録のFX業者とのトラブル防止のための啓発動画の公開について                                      | 68E  |
| 0407   | 通知文書           | 業務部 | 外為法に基づく銀行等の確認義務の履行の徹底等について                                           | 71E  |
| 0407   | 通知文書           | 業務部 | 令和5年2月24日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について                  | 72E  |
| 0411   | 通知文書           | 業務部 | 2024(令和6)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について                               | 73E  |
| 0418   | 通知文書           | 業務部 | 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)  | 79E  |
| 0419   | FINMAC7団体打ち合わせ | 事務局 | 月次報告                                                                 | —    |
| 0419   | 通知文書           | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月18日(火)告示)                              | 81E  |
| 0420   | 通知文書           | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月20日(木)告示)                              | 82E  |
| 0426   | 金商業協会連絡協議ワーキング | 事務局 | 報告事項                                                                 | —    |
| 0427   | 第1回自主規制委員会(書面) | 事務局 | ・「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件<br>・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件         | —    |
| 0427   | 会員通知           | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(4月27日(木)告示予定)                            | 85E  |
| 0427   | 会員通知           | 業務部 | 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を踏まえた個人情報の適正な取扱いについて(注意喚起)    | 86E  |
| 0428   | 会員通知           | 業務部 | 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更後の基本的感染対策の考え方等について                             | 87E  |
| 0428   | 会報の刊行          | 事務局 | 会報136号(2023年4月)の掲載について                                               | —    |

| 月 日  | 事 項        | 分 類        | 内 容 等                                                                                                                                                                                 | 文書番号 |
|------|------------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 0506 | 会員通知       | 業務部        | 令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害等に対する金融上の措置について(石川県)                                                                                                                                          | 88E  |
| 0508 | 通知文書       | 業務部        | タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について                                                                                                                                                         | 91E  |
| 0508 | 通知文書       | 業務部        | テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について                                                                                                                                                             | 92E  |
| 0508 | 通知文書       | 業務部        | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(5月8日(月)告示)                                                                                                                                                | 93E  |
| 0512 | 通知文書       | 業務部        | 令和5年度国家公務員倫理月間等の取組の標語募集について                                                                                                                                                           | 94E  |
| 0515 | 第1回業務部会    | 事務局        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第34回通常総会招集決定の件</li> <li>・ 2022年度事業報告及び決算の件</li> <li>・ 役員候補者選任の件</li> <li>・ 第34回通常総会議事録署名人2名選任の件</li> <li>・ 第34回通常総会の議決権行使に関する事項の件</li> </ul> | —    |
| 0515 | 意見交換       | 総務部<br>業務部 | バンクインドネシア副総裁が来協(先物取引等について意見交換)                                                                                                                                                        | —    |
| 0516 | 通知文書       | 総務部        | 令和5年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会<br>(第1回～第3回)の開催について                                                                                                                                      | 95E  |
| 0519 | 第1回理事会(書面) | 事務局        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件</li> <li>・ 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件</li> <li>・ 会員の入会の件</li> <li>・ 会員の退会に伴う預託金の返還の件</li> </ul>                 | —    |
| 0519 | 通知文書       | 業務部        | 「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正の件                                                                                                                                                      | 98E  |
| 0519 | 通知文書       | 総務部        | 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件                                                                                                                                                                | 99E  |
| 0523 | 第2回理事会     | 事務局        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第34回通常総会招集決定の件</li> <li>・ 2022年度事業報告及び決算の件</li> <li>・ 役員候補者選任の件</li> <li>・ 第34回通常総会議事録署名人2名選任の件</li> <li>・ 第34回通常総会の議決権行使に関する事項の件</li> </ul> | —    |
| 0523 | 通知文書       | 業務部        | タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について                                                                                                                                                         | 100E |
| 0524 | 通知文書       | 業務部        | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(5月24日(水)告示)                                                                                                                                               | 101E |
| 0524 | 通知文書       | 業務部        | 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の業界フィードバック資料について                                                                                                                                                  | 102E |
| 0526 | 通知文書       | 業務部        | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について                                                                                                                                                           | 104E |

| 月 日  | 事 項                  | 分 類 | 内 容 等                                                                         | 文書番号 |
|------|----------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|------|
|      |                      |     | て(5月26日(金)告示)                                                                 |      |
| 0526 | 通知文書                 | 業務部 | 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の開始に向けた周知等について                                         | 105E |
| 0529 | 第130回金商業協会連絡協議WG     | 事務局 | 各種報告                                                                          | —    |
| 0602 | 通知文書                 | 監査部 | 外国為替証拠金取引等に関する書類調査の実施について                                                     | 109E |
| 0605 | 日本 IFIAR ネットワーク第7回総会 | 協 会 | 各種報告                                                                          | —    |
| 0605 | 通知文書                 | 業務部 | 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について(東海財務局静岡財務事務所)                        | 110E |
| 0605 | 通知文書                 | 業務部 | 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について(財務省関東財務局)                            | 111E |
| 0606 | 第60回FX幹事会            | 事務局 | ・会員提案事項について<br>・今期の幹事会テーマの進捗等及び来期幹事会について 他                                    | —    |
| 0606 | 通知文書                 | 業務部 | 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について(近畿財務局和歌山財務事務所)                       | 112E |
| 0606 | 通知文書                 | 業務部 | 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害等に対する金融上の措置について(関東財務局水戸財務事務所)                        | 113E |
| 0609 | 通知文書                 | 総務部 | 直近決算期の純資産額の報告について                                                             | 114E |
| 0609 | 通知文書                 | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(6月9日(金)告示)                                        | 115E |
| 0614 | 通知文書                 | 業務部 | 令和五年五月五日の地震(石川県能登地方を震源とする地震)による石川県珠洲市の区域に係る災害により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について  | 117E |
| 0616 | 通常総会                 | 事務局 | ・「2022年度事業報告及び決算の件」<br>・「役員の選任の件」<br>・「第34回通常総会議事録署名人2名選任の件」                  | —    |
| 0616 | 第3回理事会(書面)           | 事務局 | ・会長、副会長及び専務理事の選定(代表理事の選定)の件<br>・業務委員会、自主規制委員会、規律委員会並びに不服審査会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件 | —    |
| 0616 | 通知文書                 | 事務局 | 第34回通常総会及び2023年度役員について                                                        | 137E |
| 0621 | FINMAC7団体打合せ         | 事務局 | 各種報告                                                                          | —    |
| 0626 | 第131回金商業協会連絡協議WG     | 事務局 | 各種報告                                                                          | —    |
| 0626 | 通知文書                 | 業務部 | 大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について                                         | 140E |
| 0626 | 通知文書                 | 業務部 | タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について                                                 | 141E |

| 月 日  | 事 項              | 分 類 | 内 容 等                                                   | 文書番号 |
|------|------------------|-----|---------------------------------------------------------|------|
| 0628 | 通知文書             | 業務部 | 金融機関における個人情報保護に関するQ&Aの別紙様式の改正について                       | 142E |
| 0630 | 通知文書             | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく措置について(6月30日(金)告示)                       | 143E |
| 0703 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年6月29日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(中国財務局山口財務事務所)       | 146E |
| 0704 | 全国地方銀行協会研修       | 協 会 | 講師派遣(通貨オプションの基礎知識と特性)<br>7/4～7/6                        | —    |
| 0710 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(中国財務局松江財務事務所)        | 153E |
| 0710 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(九州財務局大分財務事務所)        | 154E |
| 0711 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(福岡財務支局佐賀財務事務所)       | 155E |
| 0711 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(財務省福岡財務支局)           | 156E |
| 0712 | 通知文書             | 総務部 | 令和5年度認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修(第4回～第5回)の開催について              | 157E |
| 0713 | 第4回理事会(書面)       | 事務局 | ・ 会員の入会の件<br>・ 重要な使用人の任命の件                              | —    |
| 0714 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(北陸財務局富山財務事務所)        | 161E |
| 0718 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(東北財務局青森財務事務所)        | 162E |
| 0718 | 通知文書             | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(東北財務局秋田財務事務所)        | 163E |
| 0718 | 通知文書             | 業務部 | 夏季の省エネルギーの取組について                                        | 164E |
| 0720 | 通知文書             | 業務部 | 「内部管理担当役員等及び内部管理責任者配置状況報告書」の提出について                      | 165E |
| 0720 | 通知文書             | 業務部 | 外務員登録申請時に添付する誓約書の運用変更について                               | 166E |
| 0725 | 第61回FX幹事会        | 事務局 | ・ 今期の幹事会について<br>・ 投資教育について<br>・ 協会からの資料送付方法の変更について 他    | —    |
| 0731 | 第132回金商業協会連絡協議WG | 事務局 | 各種報告                                                    | —    |
| 0731 | 会報の刊行            | 事務局 | 会報137号(2023年7月)の掲載について                                  | —    |
| 0801 | 通知文書             | 業務部 | 2022年度特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター事業報告書のホームページ掲載に係る周知について | 168E |
| 0802 | 通知文書             | 総務部 | 為替リスク想定比率公表ページの移行について                                   | 169E |
| 0803 | 通知文書             | 業務部 | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について                          | 170E |

| 月 日  | 事 項      | 分 類 | 内 容 等                                                       | 文書番号 |
|------|----------|-----|-------------------------------------------------------------|------|
| 0803 | 通知文書     | 業務部 | 障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査について                                  | 171E |
| 0804 | 通知文書     | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(8月4日(金)告示)                      | 172E |
| 0804 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年6月23日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について         | 173E |
| 0804 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年台風第6号の影響による停電に伴う災害等に対する金融上の措置について(内閣府沖縄総合事務局)           | 174E |
| 0809 | 通知文書     | 監査部 | 「証券モニタリング概要・事例集(令和5年8月)」の周知について                             | 177E |
| 0809 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年7月7日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(財務省北陸財務局)                | 178E |
| 0810 | 通知文書     | 業務部 | 金融庁業務支援統合システムの後継となる金融モニタリングシステム(FIMOS)への更改スケジュールおよび周知事項について | 179E |
| 0810 | 通知文書     | 業務部 | 大量破壊兵器関連計画等関連者と関連する取引に関する各種法令の遵守について                        | 181E |
| 0810 | 通知文書     | 業務部 | タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について                               | 182E |
| 0816 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年台風第7号に伴う災害等に対する金融上の措置について(近畿財務局京都財務事務所)                 | 183E |
| 0816 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年台風第7号に伴う災害等に対する金融上の措置について(中国財務局鳥取財務事務所)                 | 184E |
| 0816 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年台風第7号に伴う災害等に対する金融上の措置について(近畿財務局神戸財務事務所)                 | 185E |
| 0821 | 通知文書     | 総務部 | 為替リスク想定比率公表ページ移行に向けた運用テストについて                               | 186E |
| 0823 | 通知文書     | 業務部 | 登録業者一覧(店頭FX取引、取引所FX取引、店頭バイナリーオプション取引)の掲載について                | 187E |
| 0825 | 通知文書     | 業務部 | 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査の進捗状況(令和5年3月末時点)                         | 188E |
| 0826 | 龍谷大学提供講座 | 協 会 | 夏期集中講座 8/26～9/1                                             | —    |
| 0831 | 通知文書     | 業務部 | 2023 年9月の「価格交渉促進月間」の実施について                                  | 189E |
| 0901 | 通知文書     | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(9月1日(金)告示)                      | 190E |
| 0904 | 通知文書     | 総務部 | 令和5年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第6回～第7回)の開催について                | 191E |
| 0907 | 通知文書     | 業務部 | 大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について                       | 197E |
| 0912 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年台風第 13 号に伴う災害等に対する金融上の措置について(東北財務局福島財務事務所)              | 198E |
| 0912 | 通知文書     | 業務部 | 令和5年台風第 13 号に伴う災害等に対する金融上の措置                                | 199E |

| 月 日  | 事 項                 | 分 類 | 内 容 等                                             | 文書番号 |
|------|---------------------|-----|---------------------------------------------------|------|
|      |                     |     | について（関東財務局千葉財務事務所及び水戸財務事務所）                       |      |
| 0915 | 証券取引等監視委員会への業務説明会   | 協 会 | 協会業務についての説明                                       | —    |
| 0915 | 個人情報保護委員会との意見交換会    | 事務局 | 年に一度の認定個人情報保護団体と個人情報保護委員会との個別の意見交換会               | —    |
| 0915 | 通知文書                | 総務部 | 為替リスク想定比率公表ページの移行について（追報）                         | 200E |
| 0919 | 通知文書                | 業務部 | サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について                   | 201E |
| 0920 | FINMAC7団体打合せ        | 事務局 | 各種報告                                              | —    |
| 0920 | 通知文書                | 業務部 | マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知のご協力をお願いについて                | 204E |
| 0921 | 通知文書                | 総務部 | 協会からのファイル送付方法について                                 | 206E |
| 0922 | 明治大学提供講座            | 協 会 | 2023/9/22～2024/1/12 毎週金曜日実施                       | —    |
| 0922 | 通知文書                | 業務部 | インボイス制度に関する周知等について                                | 207E |
| 0926 | 第 62 回 FX 幹事会       | 事務局 | ・今期の幹事会について<br>・投資教育について<br>・協会からの資料送付方法の変更について 他 | —    |
| 0927 | 第 133 回金商業協会連絡協議 WG | 事務局 | 各種報告                                              | —    |
| 0928 | 通知文書                | 総務部 | 令和5年度 認定個人情報保護団体対象事業者向けセミナーの開催について                | 208E |
| 0928 | 通知文書                | 業務部 | 津波防災の日に係る緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査について          | 209E |
| 1003 | 通知文書                | 業務部 | 「一般社団法人金融先物取引業協会内部管理責任者研修・会員セミナー（大阪）」開催について       | 211E |
| 1004 | 通知文書                | 業務部 | 下請取引適正化推進月間（11 月）へのご協力について                        | 214E |
| 1012 | 金融庁との意見交換会          | 事務局 | 業務委員及び自主規制委員と金融庁との意見交換                            | —    |
| 1017 | 第5回理事会（書面）          | 事務局 | ・会員の退会に伴う預託金の返還の件<br>・会員の金融商品取引業の登録取消に伴う会員資格喪失の件  | —    |
| 1018 | FINMAC7団体打合せ        | 事務局 | 各協会報告                                             | —    |
| 1018 | 通知文書                | 業務部 | 疑わしい取引の届出研修会について                                  | 218E |
| 1026 | 通知文書                | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等への措置について（10月26日（木）告示）         | 219E |
| 1027 | 通知文書                | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく措置の一部解除について（10月27日（金）告示）           | 220E |

| 月 日  | 事 項                 | 分 類 | 内 容 等                                                                                       | 文書番号 |
|------|---------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1030 | 第 134 回金商業協会連絡協議 WG | 事務局 | 各種報告                                                                                        | —    |
| 1031 | 会報の掲載               | 事務局 | 会報 138 号(2023 年 10 月)の掲載について                                                                | —    |
| 1031 | 通知文書                | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(10月31日(火)告示)                                                    | 222E |
| 1113 | 第1回業務委員会            | 事務局 | 「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件                                                                    | —    |
| 1113 | 第6回理事会              | 事務局 | ・2023 年度代表理事の職務執行状況の報告の件<br>・2023 年度資産管理運用状況の報告の件                                           | —    |
| 1113 | 通知文書                | 業務部 | 大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について                                                       | 227E |
| 1114 | 通知文書                | 業務部 | 冬季の省エネルギーの取組について                                                                            | 228E |
| 1115 | FINMAC7 団体打合せ       | 事務局 | 各協会報告                                                                                       | —    |
| 1116 | 通知文書                | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(11月16日(木)告示)                                                    | 229E |
| 1116 | 通知文書                | 業務部 | テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について                                                                  | 230E |
| 1127 | 内部管理責任者研修           | 事務局 | 最近における証券取引等監視委員会の検査状況について                                                                   | —    |
| 1127 | 会員セミナー(大阪)          | 事務局 | ・FX 取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について<br>・新興国を取り巻くグローバル経済・金融の動向<br>・協会監査・苦情等について<br>・最近の財務・金融行政について | —    |
| 1128 | 第8回認定個人情報保護団体連絡会    | 事務局 | 個人情報保護委員会の最近の取組み 他                                                                          | —    |
| 1128 | 通知文書                | 総務部 | 令和5年度認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第8回～第 10 回分)開催のご案内について                                          | 233E |
| 1129 | FIA アジアデリバティブ会議     | 事務局 | The Horizon for Global Markets 他<br>11/29～11/30                                             | —    |
| 1130 | 第7回理事会(書面)          | 事務局 | ・「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」の一部改正の件<br>・「事務局の組織及び事務分掌等規程」の一部改正の件<br>・重要な使用人の任命の件             | —    |
| 1130 | 通知文書                | 事務局 | 「個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則」の一部改正について                                                         | 236E |
| 1201 | 通知文書                | 業務部 | 『国家公務員倫理月間』に係る協力要請について                                                                      | 237E |
| 1201 | 通知文書                | 業務部 | 令和5年 10 月 27 日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について                                    | 238E |
| 1201 | 通知文書                | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(12月1日(金)告示)                                                     | 239E |
| 1201 | 通知文書                | 業務部 | デコ活アクション大喜利大会の開催について                                                                        | 240E |

| 月 日   | 事 項                | 分 類 | 内 容 等                                                                             | 文書番号 |
|-------|--------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1204  | 通知文書               | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(12月4日(月)告示)                                           | 241E |
| 1205  | 第 63 回 FX 幹事会      | 事務局 | ・投資教育について<br>・来年度における取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金について<br>・JPCERT/CC 早期警戒情報の提供形態の変更について 他 | —    |
| 1207  | 通知文書               | 業務部 | 金融先物取引業務マニュアルの改訂について                                                              | 243E |
| 1208  | 通知文書               | 調査部 | 外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査（個人顧客損益実態調査）の実施について                                | 244E |
| 1208  | 通知文書               | 業務部 | マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)改訂について                                         | 245E |
| 1208  | 通知文書               | 業務部 | タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出及び資産凍結等の措置の実施について                                         | 246E |
| 1208  | 通知文書               | 業務部 | 下請取引の適正化について                                                                      | 247E |
| 1215  | 通知文書               | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(12月15日(金)告示)                                          | 249E |
| 1218  | 通知文書               | 業務部 | 契約締結前交付書面(ひな型)の改訂について                                                             | 250E |
| 1220  | 第2回業務部会            | 事務局 | ・活動状況<br>・2024 年度事業計画の概要(案)及び予算(案)について                                            | —    |
| 1220  | FINMAC7団体打合せ       | 事務局 | ・月次報告                                                                             | —    |
| 1220  | 通知文書               | 業務部 | JPCERT/CC 早期警戒情報の提供形態の変更について                                                      | 251E |
| 1220  | 通知文書               | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく措置について(12月20日(水)告示)                                                | 252E |
| 1226  | 通知文書               | 業務部 | 公益通報者保護制度の広報資料の周知について                                                             | 254E |
| 1226  | 通知文書               | 業務部 | PCB に汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査への回答について                              | 255E |
| 1226  | 通知文書               | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(12月26日(火)告示)                                          | 256E |
| 1226  | 通知文書               | 事務局 | なりすましメール対策(送信ドメイン認証関係)について                                                        | 257E |
| 1227  | 第 135 回金商業協会連絡協議WG | 事務局 | ・月次報告                                                                             | —    |
| 2024年 |                    |     |                                                                                   |      |
| 0104  | 通知文書               | 業務部 | 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について(石川県、富山県、福井県)                                      | 1E   |
| 0104  | 通知文書               | 業務部 | 令和6年能登半島地震にかかる災害等に対する金融上の措置について(新潟県)                                              | 2E   |
| 0103  | 通知文書               | 業務部 | 「Global Money Week 参加要領」について                                                      | 3E   |
| 0104  | 通知文書               | 業務部 | マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整の推進について                                                   | 4E   |
| 0112  | 通知文書               | 業務部 | 令和6年能登半島地震の影響を受けている下請中小企業と                                                        | 7E   |

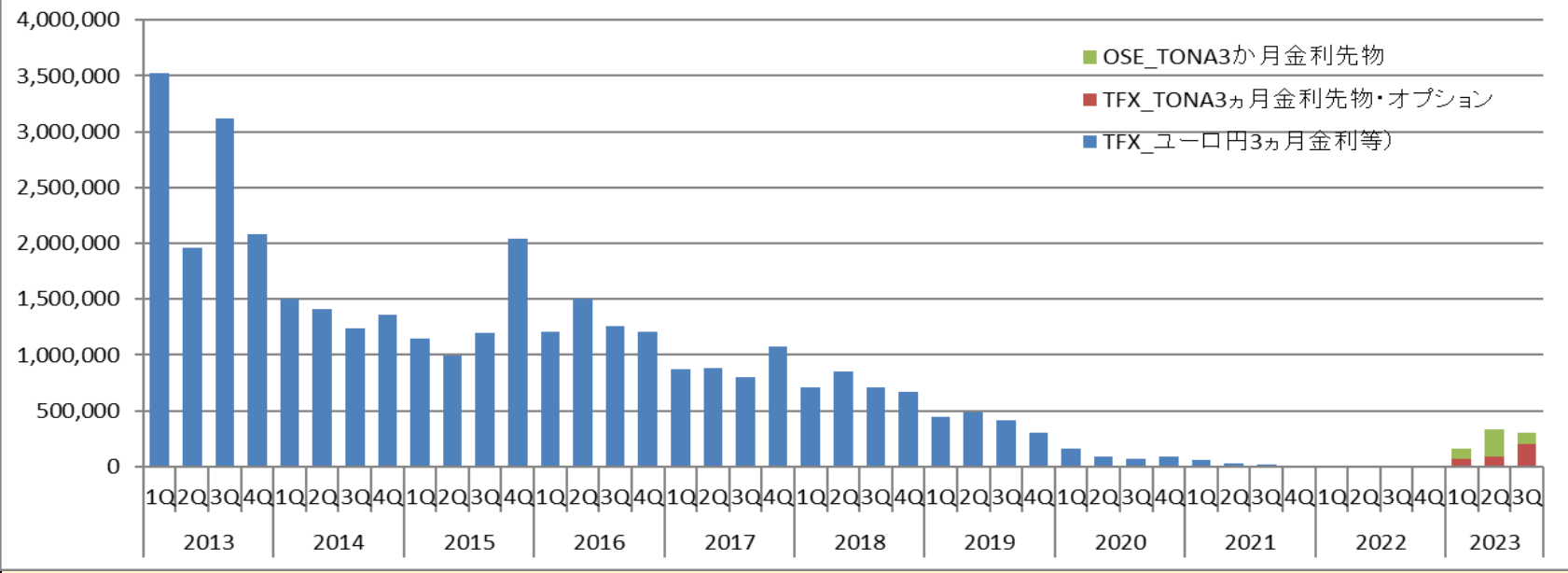
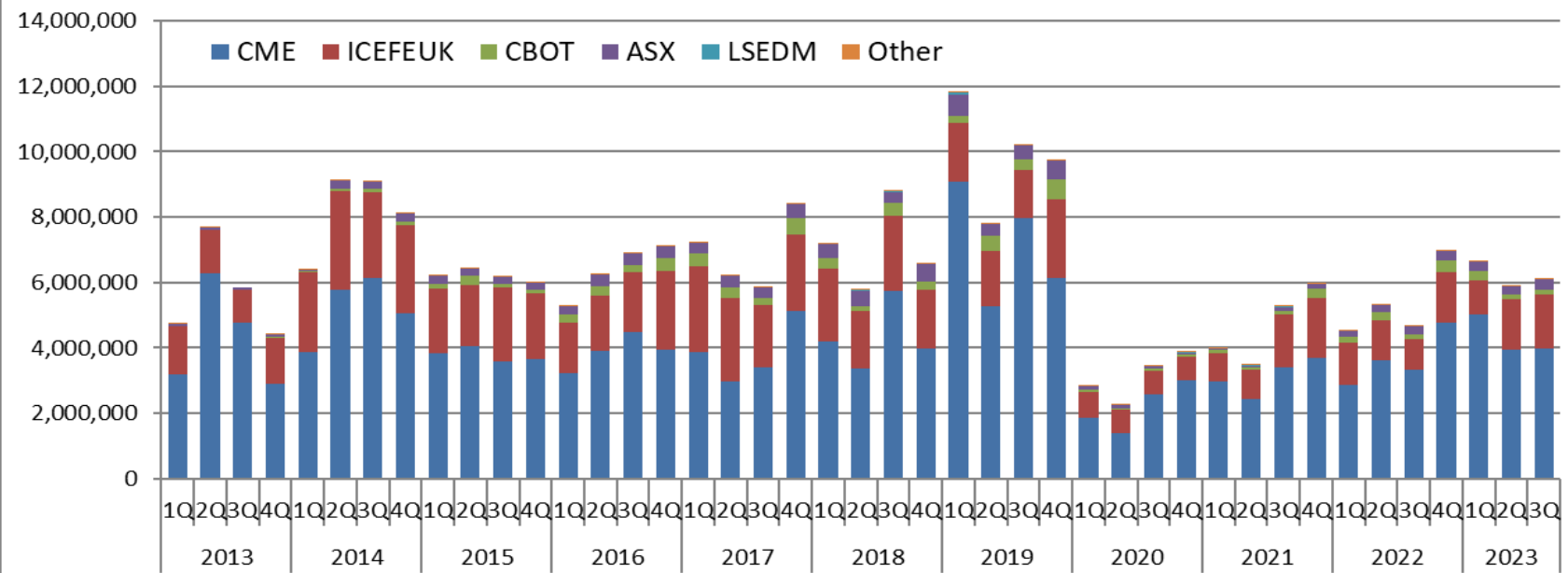
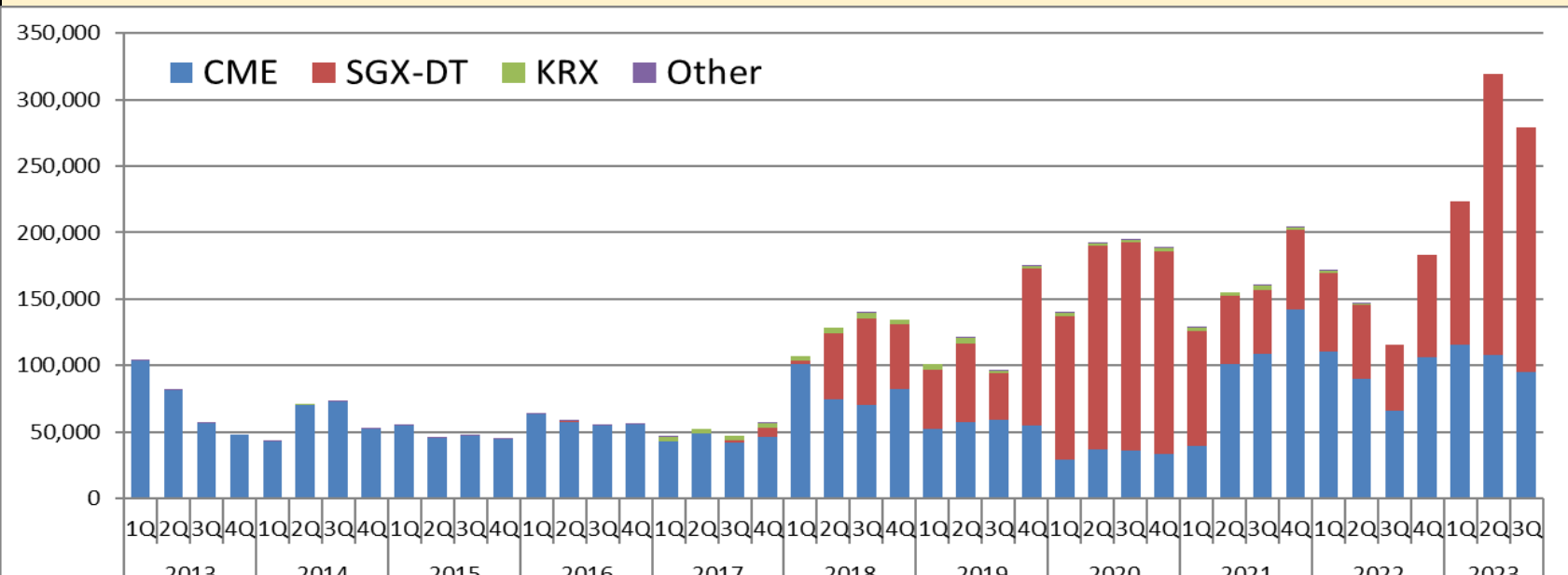
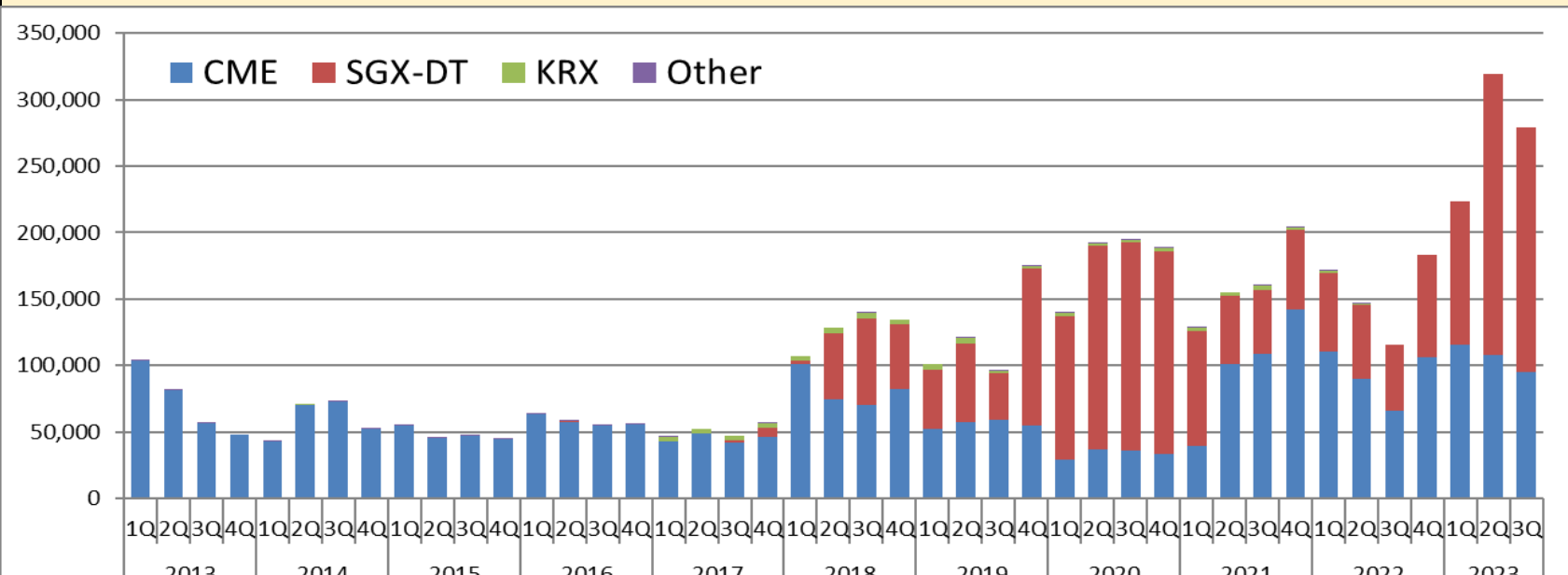
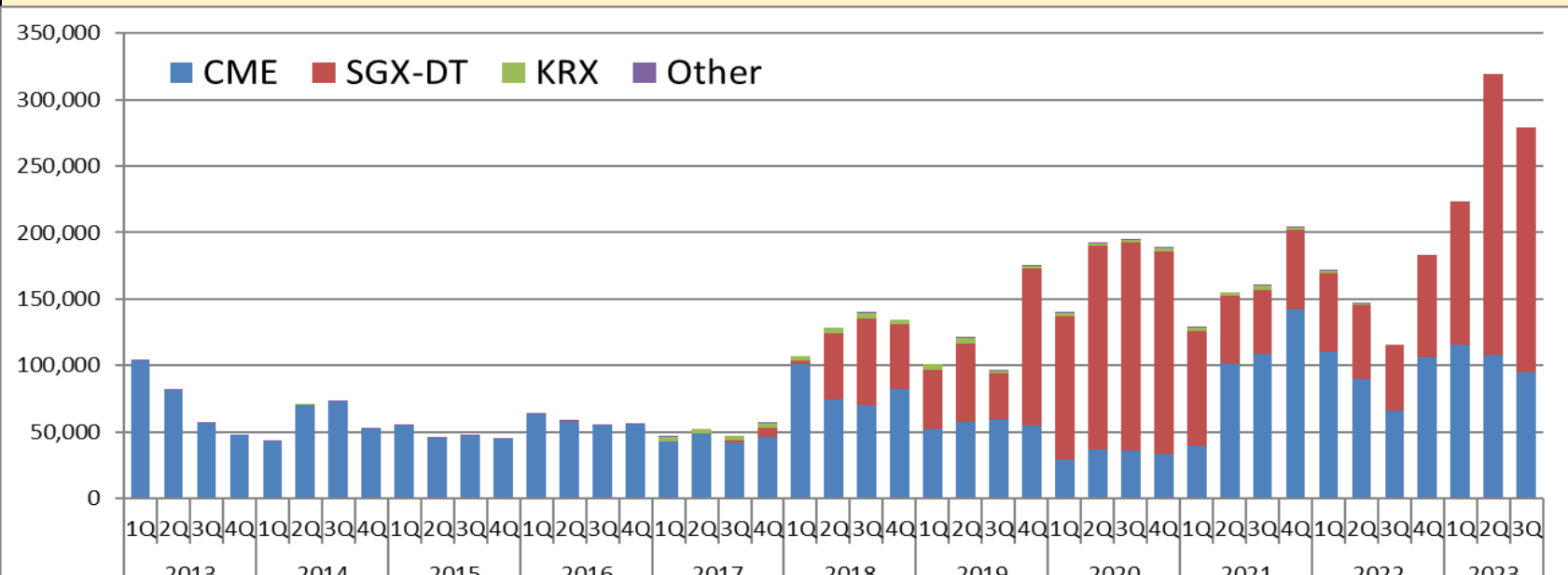
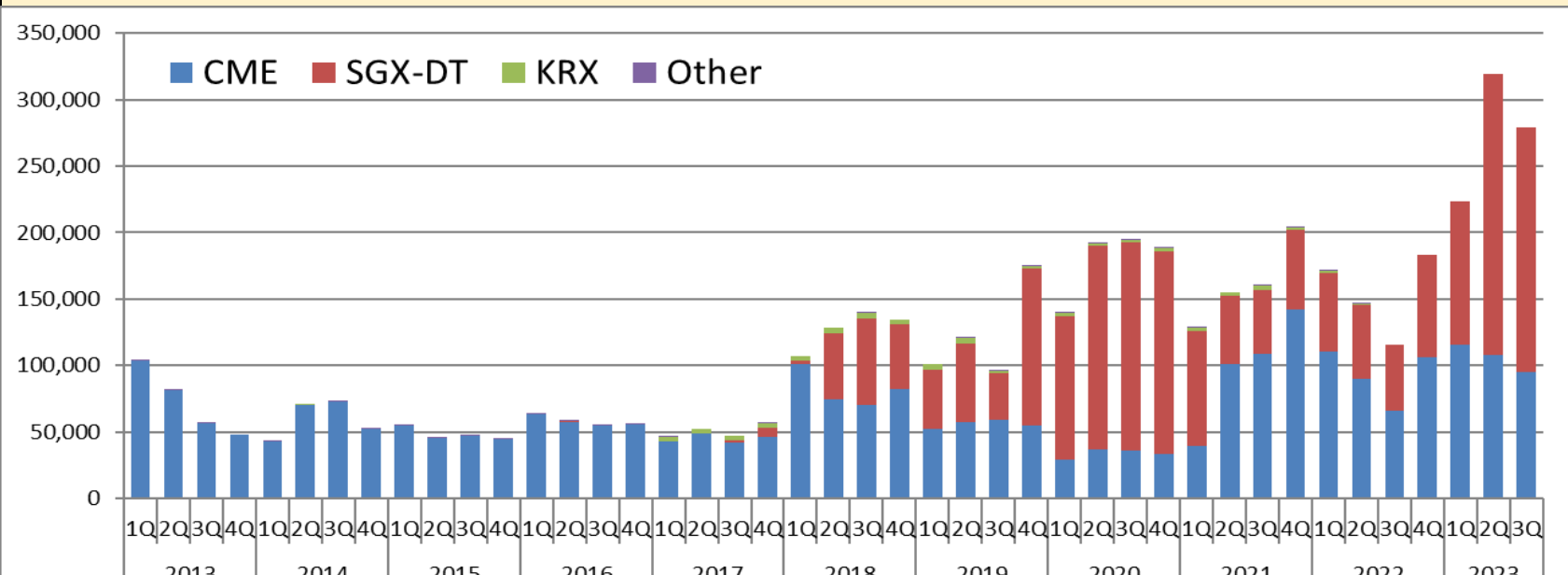
| 月 日  | 事 項             | 分 類 | 内 容 等                                                                                                               | 文書番号 |
|------|-----------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|      |                 |     | の取引に関する配慮について                                                                                                       |      |
| 0115 | 通知文書            | 業務部 | 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について                                                                                    | 8E   |
| 0116 | 通知文書            | 業務部 | 犯罪収益移転防止法上の本人確認方法の見直しの方向性について                                                                                       | 9E   |
| 0117 | FINMAC7団体打合せ    | 事務局 | ・月次報告                                                                                                               | —    |
| 0117 | 通知文書            | 業務部 | テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について                                                             | 10E  |
| 0118 | 通知文書            | 業務部 | 「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について                                                             | 12E  |
| 0124 | 通知文書            | 業務部 | 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための取組支援セミナーについて                                                                               | 14E  |
| 0125 | 通知文書            | 業務部 | 「一般社団法人金融先物取引業協会内部管理責任者研修・会員セミナー（東京）」の開催について                                                                        | 15E  |
| 0125 | 通知文書            | 業務部 | 自衛官診療証記号・番号等の告知要求制限について                                                                                             | 16E  |
| 0125 | 通知文書            | 業務部 | 令和6年1月23日からの大雪等による災害等に対する金融上の措置について（東海財務局岐阜財務事務所）                                                                   | 17E  |
| 0129 | 第136金商業協会連絡協議WG | 事務局 | ・月次報告                                                                                                               | —    |
| 0129 | 通知文書            | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について（1月29日（月）告示）                                                                             | 18E  |
| 0130 | 第64回FX幹事会       | 事務局 | ・協会の活動状況について<br>・投資教育について<br>・JPCERT/CC早期警戒情報 提供形態変更について<br>・「個人情報の保護に関する法律施行規則」の改正等について<br>・Kinsaki-net リニューアルについて | —    |
| 0130 | 通知文書            | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について（1月30日（火）告示）                                                                             | 19E  |
| 0131 | 第8回理事会（書面）      | 事務局 | ・会員の退会に伴う預託金の返還の件                                                                                                   | —    |
| 0131 | 会報139号          | 事務局 | （2024年1月）の掲載について                                                                                                    | —    |
| 0131 | 通知文書            | 業務部 | 大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する各種法令の遵守について                                                                               | 21E  |
| 0131 | 通知文書            | 業務部 | テロリスト等と関連する取引に関する各種法令の遵守について                                                                                        | 22E  |
| 0202 | 通知文書            | 業務部 | 金融モニタリングシステム（FIMOS）への事前利用者登録について                                                                                    | 25E  |
| 0205 | 第17回金融・資本       | 協会  | 統計調査報告                                                                                                              | —    |

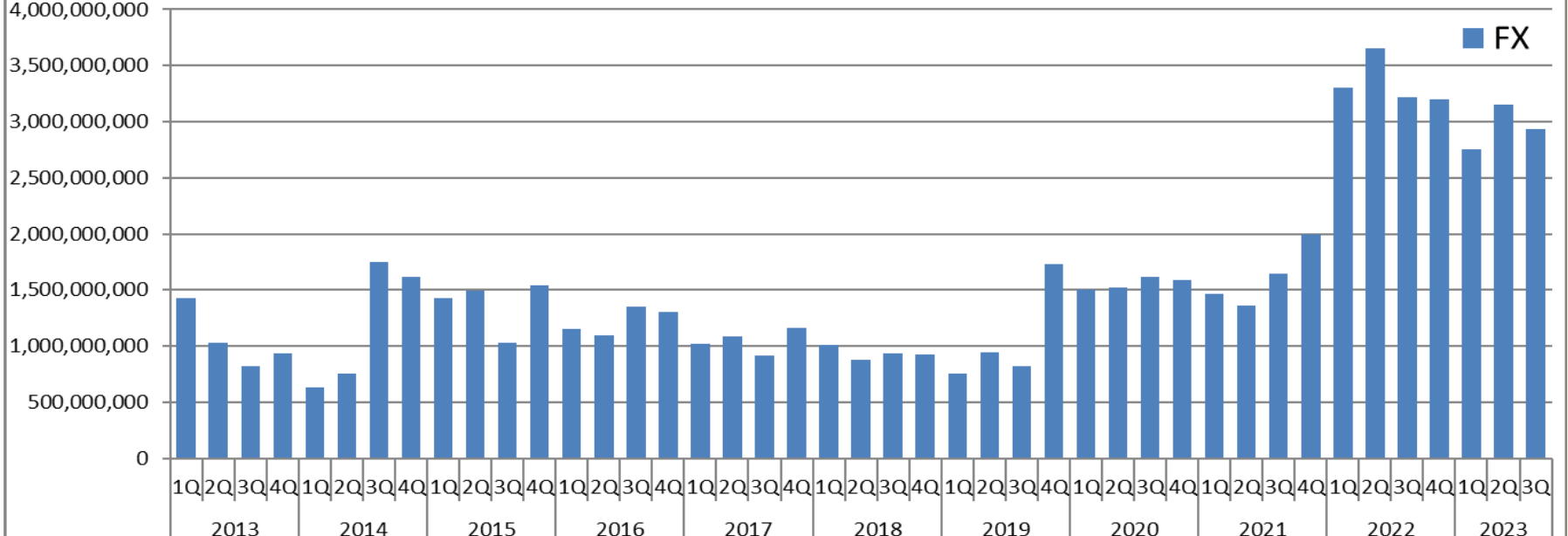
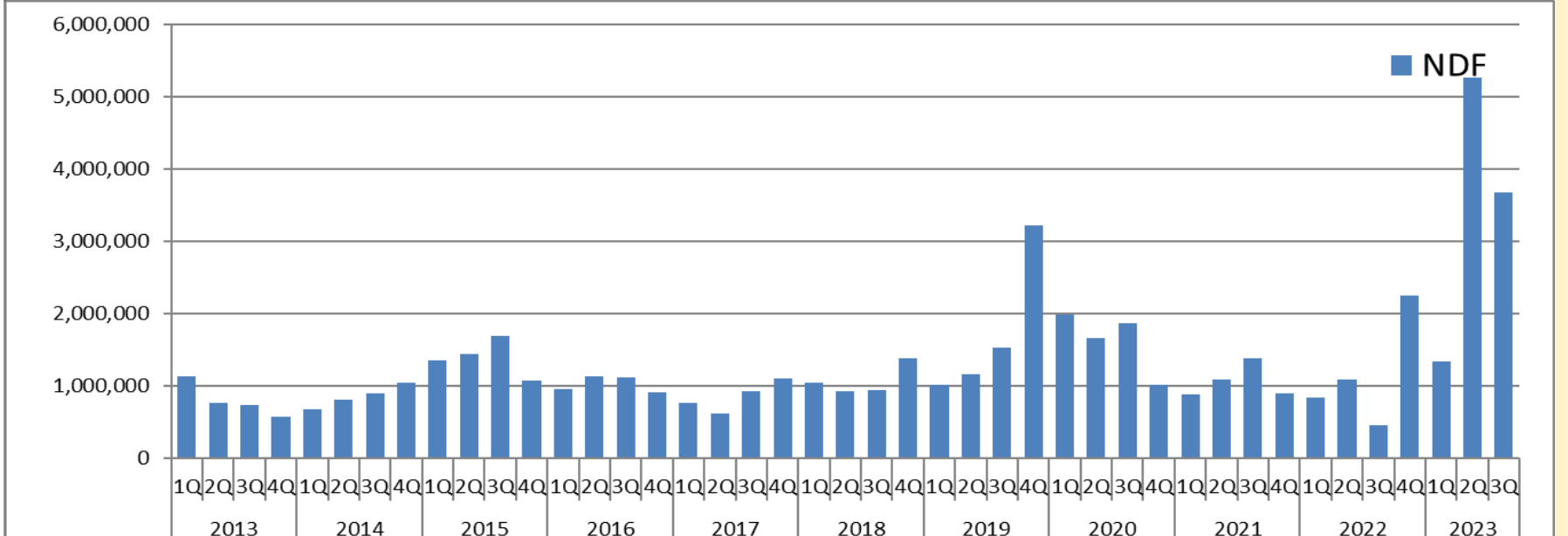
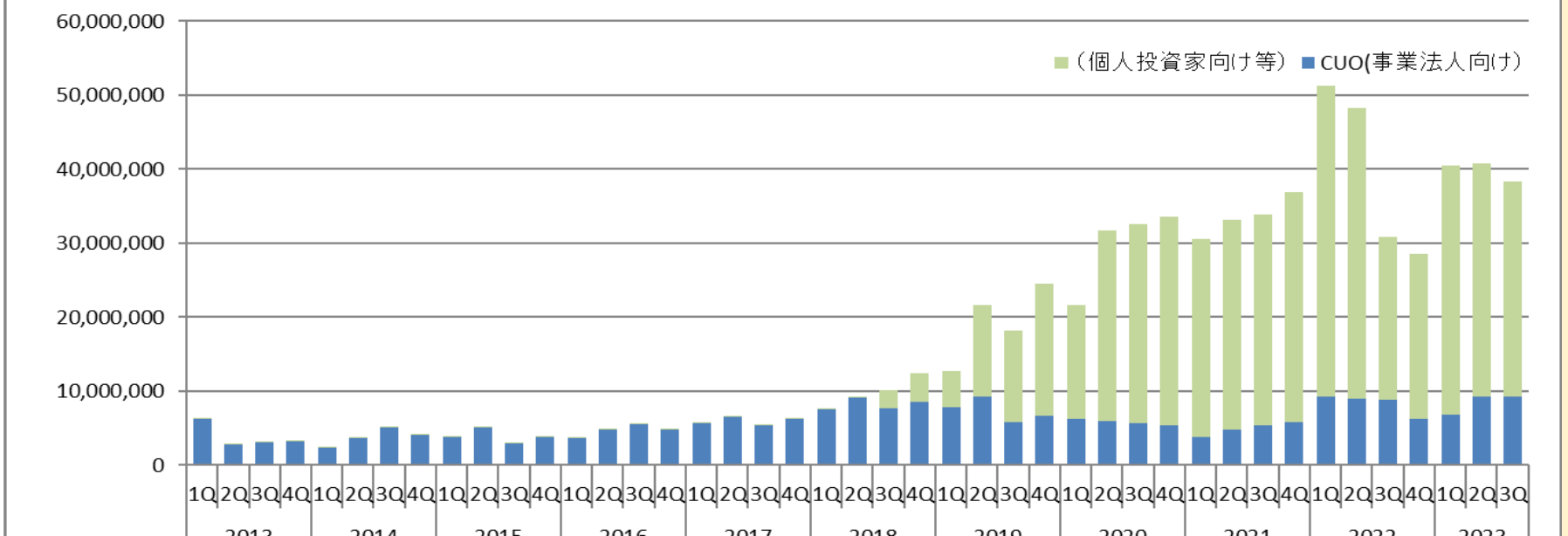
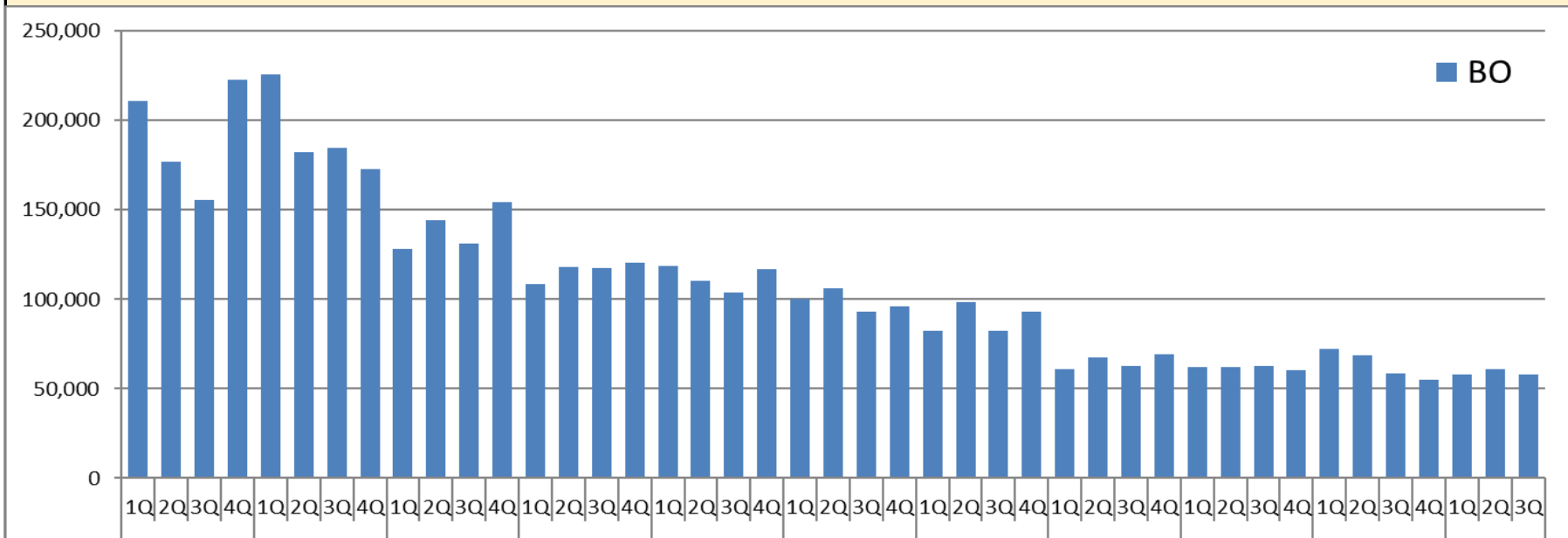
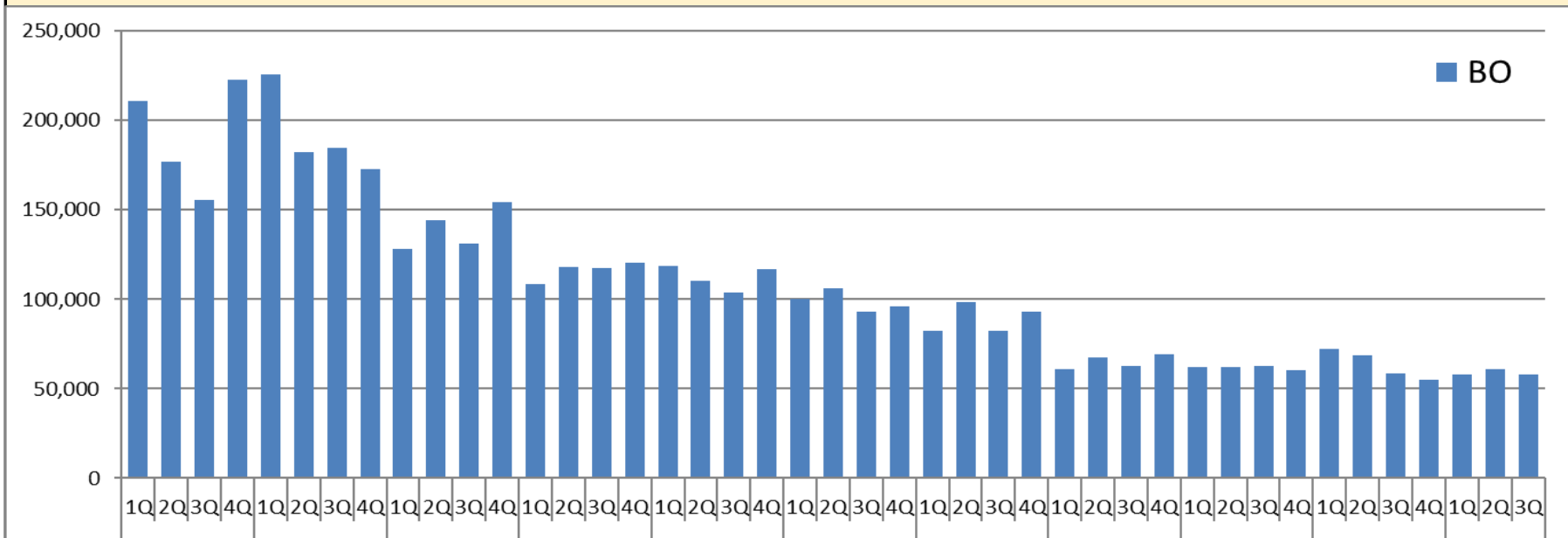
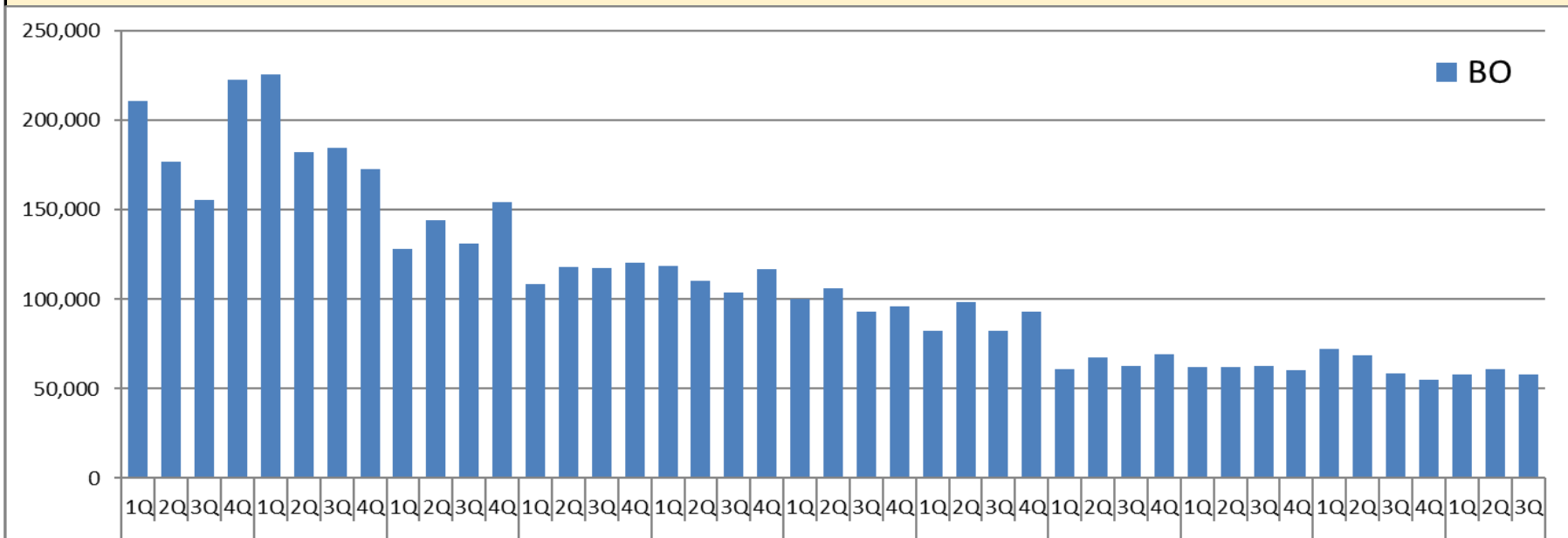
| 月 日  | 事 項         | 分 類 | 内 容 等                                                                                                                                                                 | 文書番号 |
|------|-------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|      | 市場統計整備懇談会   |     |                                                                                                                                                                       |      |
| 0209 | 通知文書        | 業務部 | 自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について                                                                                                                                            | 28E  |
| 0215 | 通知文書        | 業務部 | タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について(1月29日告示)                                                                                                   | 30E  |
| 0215 | 通知文書        | 業務部 | テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について(1月29日告示)                                                                                                      | 31E  |
| 0215 | 通知文書        | 業務部 | テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について(1月30日告示)                                                                                                      | 32E  |
| 0215 | 通知文書        | 業務部 | 「災害時の金融上の措置」に関する取扱要領の改正について                                                                                                                                           | 33E  |
| 0220 | 第3回業務部会     | 事務局 | ・活動状況<br>・2024年度事業計画及び予算の件等                                                                                                                                           | —    |
| 0221 | 通知文書        | 業務部 | マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問(FAQ)改訂に係る説明会について                                                                                                                       | 34E  |
| 0222 | 学術連携(経済)研究会 | 事務局 | 実際の店頭外国為替証拠金取引の取引データから新型コロナウイルス発生時の円相場とFX投資家の行動についての分析報告                                                                                                              | —    |
| 0222 | 通知文書        | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2月22日(木)告示)                                                                                                                               | 35E  |
| 0228 | 会員セミナー(東京)  | 事務局 | 証券取引等監視委員会による研修<br>・最近における証券取引等監視委員会の検査状況について<br>財務省、日本銀行、国際通貨研究所、協会による講演<br>・最近の国際金融情勢<br>・日本経済の現状と展望<br>・協会監査・苦情等について<br>・金融先物市場の出来高概況と顧客の損益状況について<br>・最近の外国為替市場の動向 | —    |
| 0229 | 通知文書        | 業務部 | 生活保護の受給者番号等の告知要求制限について                                                                                                                                                | 37E  |
| 0229 | 通知文書        | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法における本人確認義務等の履行に際し本人確認書類として医療券等が用いられた場合の受給者番号等の取扱いに関する留意事項等について                                                                                             | 38E  |
| 0301 | 通知文書        | 総務部 | Kinsaki-net リニューアルに向けたアンケート調査の実施について                                                                                                                                  | 39E  |
| 0301 | 通知文書        | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月1日(金)告示)                                                                                                                                | 40E  |
| 0304 | 通知文書        | 業務部 | 【取引データ保存・報告制度関係】FOREST システムに係る重要なお知らせ                                                                                                                                 | 41E  |
| 0304 | 通知文書        | 業務部 | 東日本大震災発生十三年となる3月11日における弔意表明について                                                                                                                                       | 42E  |

| 月 日  | 事 項               | 分 類 | 内 容 等                                                                                           | 文書番号 |
|------|-------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 0304 | 通知文書              | 業務部 | 自殺対策強化月間の取り組みの公表等について                                                                           | 43E  |
| 0305 | 第1回業務委員会          | 事務局 | 2024 年度事業計画及び予算の件                                                                               | —    |
| 0305 | 通知文書              | 業務部 | 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月5日(火)告示)                                                          | 44E  |
| 0307 | 第1回自主規制部会<br>(書面) | 事務局 | ・「外務員の登録等に関する規則」の一部改正の件<br>・「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件                                               | —    |
| 0307 | 通知文書              | 業務部 | 2024年3月「価格交渉促進月間」の実施について                                                                        | 48E  |
| 0308 | 通知文書              | 業務部 | 蛍光ランプの製造・輸出入廃止に向けた周知について                                                                        | 49E  |
| 0308 | 通知文書              | 業務部 | 【取引データ保存・報告制度関係】FOREST システムに係る重要なお知らせ(再掲)                                                       | 51E  |
| 0308 | 通知文書              | 業務部 | テロリスト等と関連する取引に関する各種法令の遵守について                                                                    | 52E  |
| 0311 | 通知文書              | 業務部 | 不当な下請代金の減額の防止に係る要請について                                                                          | 54E  |
| 0311 | 通知文書              | 業務部 | 法人店頭 FX 取引の証拠金率に関する書類調査の実施について                                                                  | 53E  |
| 0312 | 通知文書              | 業務部 | 【取引データ保存・報告制度関係】FOREST システム「レポート一覧」機能について停止期間延長のお知らせとお詫び                                        | 55E  |
| 0313 | 第9回理事会<br>(書面)    | 事務局 | ・臨時総会招集の件<br>・2024 年度事業計画及び予算の件<br>・臨時総会議事録署名人2名選任の件<br>・臨時総会の議決権行使に関する事項の件<br>・団体役員賠償責任保険の契約の件 |      |
| 0315 | 通知文書              | 業務部 | 金融上の措置要請雛形の改正案について(意見募集)                                                                        | 59E  |
| 0318 | 第2回自主規制委員会(書面)    | 事務局 | ・「外務員の登録等に関する規則」の一部改正の件<br>・「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件                                               | —    |
| 0319 | FINMAC7団体打ち合わせ    | 事務局 | 月次報告                                                                                            | —    |
| 0321 | 通知文書              | 業務部 | マイナンバーカードへの旧氏併記に関する制度に係る周知等のお願い                                                                 | 61E  |
| 0322 | 学術連携(法学)研究会       | 事務局 | 取引データ保存・報告制度のデータ分析を踏まえ、価格の適正性の考え方やかい離した約定価格における投資家への説明責任などについての意見交換実施                           | —    |
| 0322 | 通知文書              | 業務部 | テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について                                         | 62E  |
| 0326 | 金商業協会連絡協議ワーキング    | 事務局 | 報告事項                                                                                            | —    |
| 0326 | 通知文書              | 業務部 | 金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の改正について                                                    | 63E  |
| 0326 | 通知文書              | 業務部 | 「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表について(3月26日(火))                                                    | 64E  |

| 月 日  | 事 項               | 分 類 | 内 容 等                                                     | 文書番号 |
|------|-------------------|-----|-----------------------------------------------------------|------|
| 0327 | 通知文書              | 業務部 | 大量破壊兵器関連計画等関係者等と関連する取引に関する<br>各種法令の遵守について                 | 65E  |
| 0328 | 通知文書              | 業務部 | インボイス制度に関する周知等について                                        | 66E  |
| 0328 | 通知文書              | 総務部 | 【取引データ保存・報告制度関係】FOREST システムに係る<br>重要なお知らせ                 | 67E  |
| 0329 | 臨時総会              | 事務局 | ・2024 年度事業計画及び予算の件<br>・臨時総会議事録署名人2名選任の件                   | —    |
| 0329 | 第 10 回理事会<br>(書面) | 事務局 | ・「外務員の登録等に関する規則」の一部改正の件<br>・「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件         | —    |
| 0329 | 通知文書              | 事務局 | 2024年3月 29 日開催臨時総会の結果について                                 | 70E  |
| 0329 | 通知文書              | 事務局 | 協会規則等の一部改正について                                            | 72E  |
| 0329 | 通知文書              | 業務部 | 令和6年2月 23 日付けFATF声明を踏まえた犯罪による収益<br>の移転防止に関する法律の適正な履行等について | 73E  |
| 0329 | 通知文書              | 業務部 | デジタル原則に照らした民間事業者による閲覧・縦覧規制の<br>見直しについて                    | 74E  |

別紙2 所管金融商品取引の状況（マッピング）

| 市場<br>デリバティブ<br>取引 | 金融<br>商品 | 取引所名                                        | 四半期出来高推移<br>(単位：枚)                                                                   | 主な金融商品                                                                                                                                                                                                                 | 取扱社数<br>(媒介含む)                             |
|--------------------|----------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                    |          |                                             |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        | 2023年度第3四半期末実績                             |
|                    |          |                                             |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 国内<br>取引所          | 金利系      | 東京金融取引所(TFX)                                |    | TFX_TONA3か月金利先物<br>OSE_TONA3か月金利先物                                                                                                                                                                                     | 銀行 1 社<br>証券 14 社<br><br>計 15 社            |
|                    |          | 大阪取引所(OSE)                                  |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 海外<br>取引所          | 金利系      | シカゴ・マーカントイル取引所(CME)                         |  | SOFR(3ヵ月)先物<br>EURIBOR(3ヵ月)金利先物<br>SONIA指数(3ヵ月)先物<br>B A 手形(90日)<br>SOFR(3ヵ月)先物オプション・コール<br>SOFR(3ヵ月)先物オプション・プット<br>フェド・ファンド(30日)<br>SOFR(1ヵ月)先物<br>銀行間オペナイト(30日)金利先物<br>EURIBOR金利オプション・プット<br>EURIBOR金利オプション・コール<br>等 | 銀行 9 社<br>証券 14 社<br><br>計 23 社            |
|                    |          | シカゴ商品取引所(CBOT)                              |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 海外<br>取引所          | 通貨系      | ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFEUK) |  | インドルピーノ米ドル通貨先物<br>米ドルノ中国人民元(オフショア)通貨先物<br>英ポンド通貨<br>日本円通貨<br>カナダドル通貨<br>豪ドル通貨<br>ユーロ通貨<br>ブラジルレアル通貨先物<br>NZドル通貨先物<br>スイスフラン通貨<br>等                                                                                     | 銀行 1 社<br>証券 9 社<br>商品先物 1 社<br><br>計 11 社 |
|                    |          | オーストラリア証券取引所(ASX24)                         |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 海外<br>取引所          | 金利系      | LSE DERIVATIVES Market (LSEDM)              |  |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
|                    |          | ※2021年第4Q以降廃止                               |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 海外<br>取引所          | 通貨系      | シンガポール取引所(SGX-DT)                           |  |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
|                    |          | 韓国取引所(KRX)                                  |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
| 海外<br>取引所          | 金利系      | その他 (Other)                                 |  |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |
|                    |          |                                             |                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |                                            |

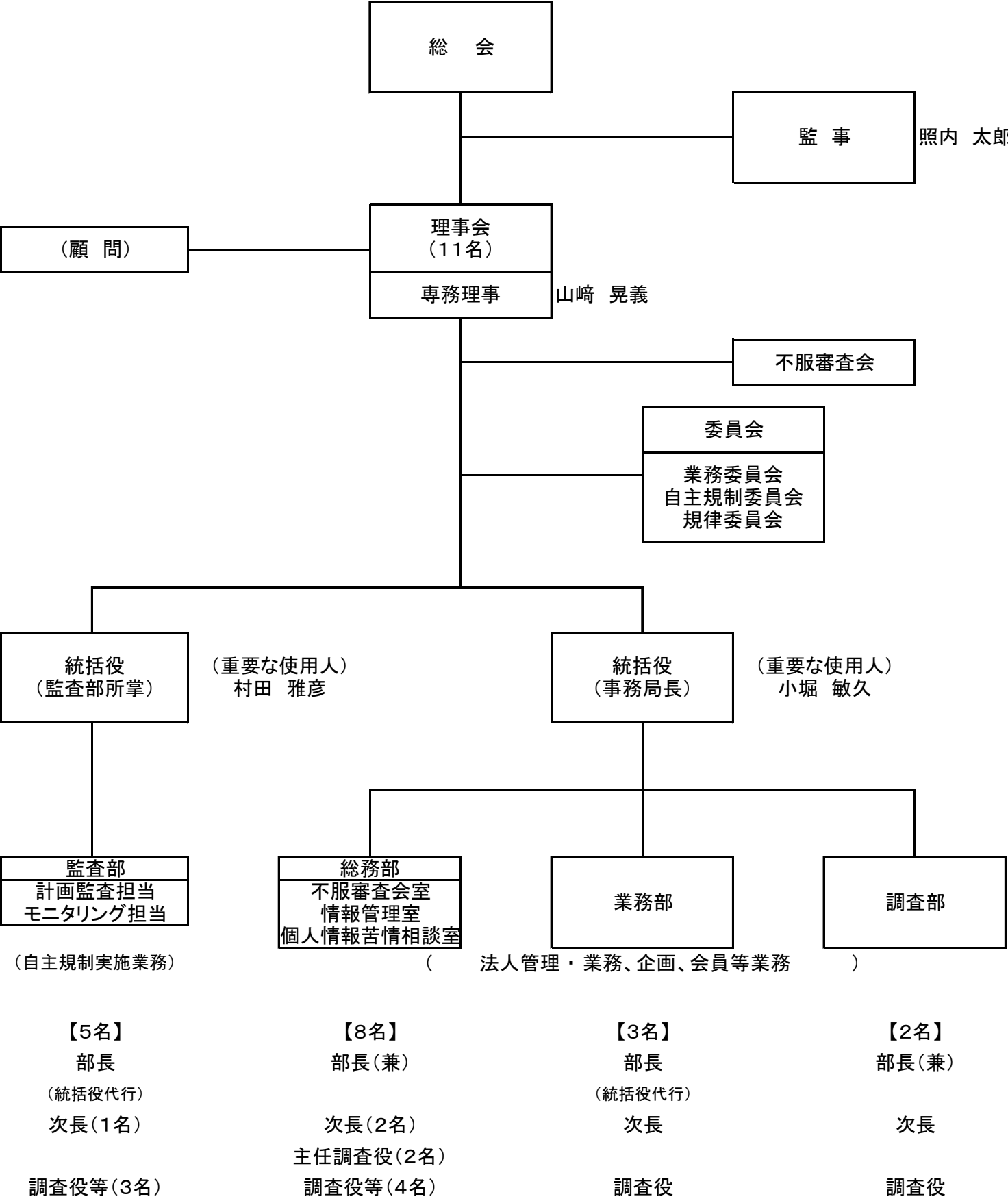
| 市場<br>デリバティブ<br>取引 | 金融<br>商品 | 取引所名                                        | 四半期出来高推移<br>(単位：百万円)                                                                  | 主な金融商品                                                                                                                                                                          | 取扱社数<br>(媒介含む)                                                      |
|--------------------|----------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
|                    |          |                                             |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 | 2023年度第3四半期末実績                                                      |
|                    |          |                                             |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 国内<br>取引所          | 金利系      | 東京金融取引所(TFX)                                |    | USDJPY<br>GBPJPY<br>AUDJPY<br>EURJPY<br>EURUSD<br>GBPUSD<br>MXNJPY<br>AUDUSD<br>NZDJPY<br>CHFJPY<br>GBPAUD<br>EURAUD<br>その他通貨ペア<br>(実績全163通貨ペア)                                 | 銀行 6 社<br>証券 25 社<br>F X 専業 16 社<br><br>計 47 社                      |
|                    |          | 大阪取引所(OSE)                                  |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 海外<br>取引所          | 金利系      | シカゴ・マーカントイル取引所(CME)                         |   | USDJPY<br>INRUSD<br>IDRUSD<br>COPUSD<br>IDRJPY<br>TWDJPY<br>INRJPY<br>KRWJPY<br>BRLUSD<br>BRLJPY<br>その他通貨ペア<br>(実績全26通貨ペア)                                                      | 銀行 7 社<br><br>計 7 社                                                 |
|                    |          | シカゴ商品取引所(CBOT)                              |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 海外<br>取引所          | 金利系      | ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFEUK) |  | Vanilla Option<br>Single Barrier Option<br>Doubles Barrier Option<br>Window Barrier Option<br>等<br><br>USDJPY<br>EURUSD<br>EURJPY<br>GBPJPY<br>GBPUSD<br>その他通貨ペア<br>(実績全84通貨ペア) | 銀行 42 社<br>証券 8 社<br>F X 専業 2 社<br><br>計 52 社                       |
|                    |          | オーストラリア証券取引所(ASX24)                         |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 海外<br>取引所          | 通貨系      | LSE DERIVATIVES Market (LSEDM)              |  | Digital Option<br>Accrual Option<br>等<br><br>USDJPY<br>EURUSD<br>GBPJPY<br>EURJPY<br>AUDJPY<br>GBPUSD<br>その他通貨ペア<br>(実績全8通貨ペア)                                                  | 銀行 2 社<br>証券 5 社<br>F X 専業 1 社<br><br>計 8 社<br>(内、個人向けバイナリー)<br>6 社 |
|                    |          | ※2021年第4Q以降廃止                               |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 海外<br>取引所          | 金利系      | シンガポール取引所(SGX-DT)                           |  |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
|                    |          | 韓国取引所(KRX)                                  |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
| 海外<br>取引所          | 通貨系      | その他 (Other)                                 |  |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |
|                    |          |                                             |                                                                                       |                                                                                                                                                                                 |                                                                     |

| 市場<br>デリバティブ<br>取引 | 金融商品  |                     | 証拠金規制<br>（オプションは売る立場に限る・決済を除く） |                                      | 信託保全<br>（媒介・取次ぎ・代理を含む）               |                                   | ロスカット規制          |                                  | 再勧誘の禁止                         |                       |
|--------------------|-------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------|
|                    |       |                     | 個人                             | 法人                                   | 個人                                   | 法人                                | 個人               | 法人                               | 個人                             | 法人                    |
|                    | 国内取引所 | 金利系                 | —                              | —                                    | —                                    | —                                 | —                | —                                | 府令第117条第1項第9号                  |                       |
|                    |       |                     |                                |                                      |                                      |                                   |                  |                                  | 金融先物取引等<br>（特定投資家を除く）          |                       |
|                    |       | 通貨系                 | 府令第117条第1項第27号、第28号            | —                                    | 府令第143条第1項第1号                        |                                   | 府令第123条第1項第21号の2 | —                                | 府令第117条第1項第9号                  |                       |
|                    |       |                     |                                |                                      | 通貨関連市場デリバティブ取引<br>（府令第143条第3項第1号）    | 通貨関連市場デリバティブ取引<br>（府令第143条第3項第1号） |                  |                                  | 通貨関連市場デリバティブ取引<br>（府令第123条第3項） | 金融先物取引等<br>（特定投資家を除く） |
| 海外取引所              | 金利系   | —                   | —                              | —                                    | —                                    | —                                 | —                | 府令第117条第1項第9号                    |                                |                       |
|                    |       |                     |                                |                                      |                                      |                                   |                  | 金融先物取引等<br>（特定投資家を除く）            |                                |                       |
|                    | 通貨系   | 府令第117条第1項第27号、第28号 | —                              | 府令第143条第1項第1号                        |                                      | 府令第123条第1項第21号の2                  | —                | 府令第117条第1項第9号                    |                                |                       |
|                    |       |                     |                                | 通貨関連外国市場デリバティブ取引等<br>（府令第143条第3項第3号） | 通貨関連外国市場デリバティブ取引等<br>（府令第143条第3項第3号） |                                   |                  | 通貨関連外国市場デリバティブ取引<br>（府令第123条第5項） | 金融先物取引等<br>（特定投資家を除く）          |                       |

| 金融商品        |         |           | 非清算店頭デリバティブ規制等                                 |                                                    |                                      |                                      | 決済リスク管理強化<br>(特定通貨関連店頭デリバティブ取引) |    |                     | 証拠金規制<br>(オプションは売る立場に限る・決済を除く) |                               | 信託保全<br>(媒介・取次ぎ・代理を含む)        |                               | ロスカット規制          |                            | 不招請勧誘の禁止                      |                                              | 新確認書                                         |                               |
|-------------|---------|-----------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|----|---------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|------------------|----------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------|
|             |         |           | 電子取引基盤                                         | TR対象                                               | CCP対象                                | 証拠金規制                                | ストレステスト                         | 開示 | データ保存・報告            | 個人                             | 法人                            | 個人                            | 法人                            | 個人               | 法人                         | 個人                            | 法人                                           | 個人                                           | 法人                            |
| 店頭デリバティブ取引  | 先渡取引    | 外国為替証拠金取引 | 金商法40条の7                                       | 金商法156条の64                                         | 金商法156条の62                           | 金商法40条第2号                            |                                 |    |                     | 府令第117条第1項第39号、第40号            | 府令第143条第1項第1号                 |                               | 府令第123条第1項第21号の2              | —                | 施行令第16条の4                  |                               | —                                            | —                                            |                               |
|             |         |           | 規制対象外                                          | 金商法2条第22項第1号及び2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く） | 適用除外                                 | 府令第123条第1項第21号の10、第21号の11（除外規定が複数あり） |                                 |    |                     |                                | 府令第117条第1項第28号の2              | 府令第123条第1項第21号の7、第21号の8       |                               |                  | 府令第117条第1項第27号、第28号        | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） |                                              |                                              | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） |
|             | NDF     | 金商法40条の7  | 金商法156条の64                                     | 金商法156条の62                                         | 金商法40条第2号                            | —                                    |                                 |    | 府令第117条第1項第27号、第28号 | —                              | 府令第143条第1項第1号                 |                               | 府令第123条第1項第21号の2              | —                | 施行令第16条の4                  |                               | 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2 |                                              |                               |
|             |         | 規制対象外     | 金商法2条第22項第2号（但し、約定の日から受渡しの日までの期間が2営業日以内のものは除く） | 適用除外                                               | 府令第123条第1項第21号の10、第21号の11（除外規定が複数あり） |                                      |                                 |    |                     |                                | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） |                               |                  | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第123条第4項） | 金融先物取引等（特定投資家を除く）             | 店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）          |                                              |                               |
|             | オプション取引 | 通貨オプション取引 | 金商法40条の7                                       | 金商法156条の64                                         | 金商法156条の62                           | 金商法40条第2号                            | —                               |    |                     | 府令第117条第1項第27号、第28号            | —                             | 府令第143条第1項第1号                 |                               | 府令第123条第1項第21号の2 | —                          | 施行令第16条の4                     |                                              | 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2 |                               |
|             |         |           | 規制対象外                                          | 金商法2条第22項第3号及び4号（但し、権利行使期間が2営業日以内のものは除く）           | 適用除外                                 | 府令第123条第1項第21号の10、第21号の11（除外規定が複数あり） |                                 |    |                     |                                |                               | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） |                  |                            | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第123条第4項）    | 金融先物取引等（特定投資家を除く）                            | 店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）          |                               |
| バイナリー・オプション |         | 規制対象外     |                                                |                                                    |                                      | —                                    |                                 |    | 府令第117条第1項第27号、第28号 | —                              | 府令第143条第1項第1号                 |                               | 府令第123条第1項第21号の2              | —                | 施行令第16条の4                  |                               | 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2(6)④、金先協業務取扱規則第8条の2 |                                              |                               |
|             |         |           |                                                |                                                    |                                      |                                      |                                 |    |                     |                                | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第143条第3項第2号） |                               |                  | 通貨関連店頭デリバティブ取引（府令第123条第4項） | 金融先物取引等（特定投資家を除く）             | 店頭デリバティブ取引等（金商法第2条第8項4号、但し特定投資家を除く）          |                                              |                               |

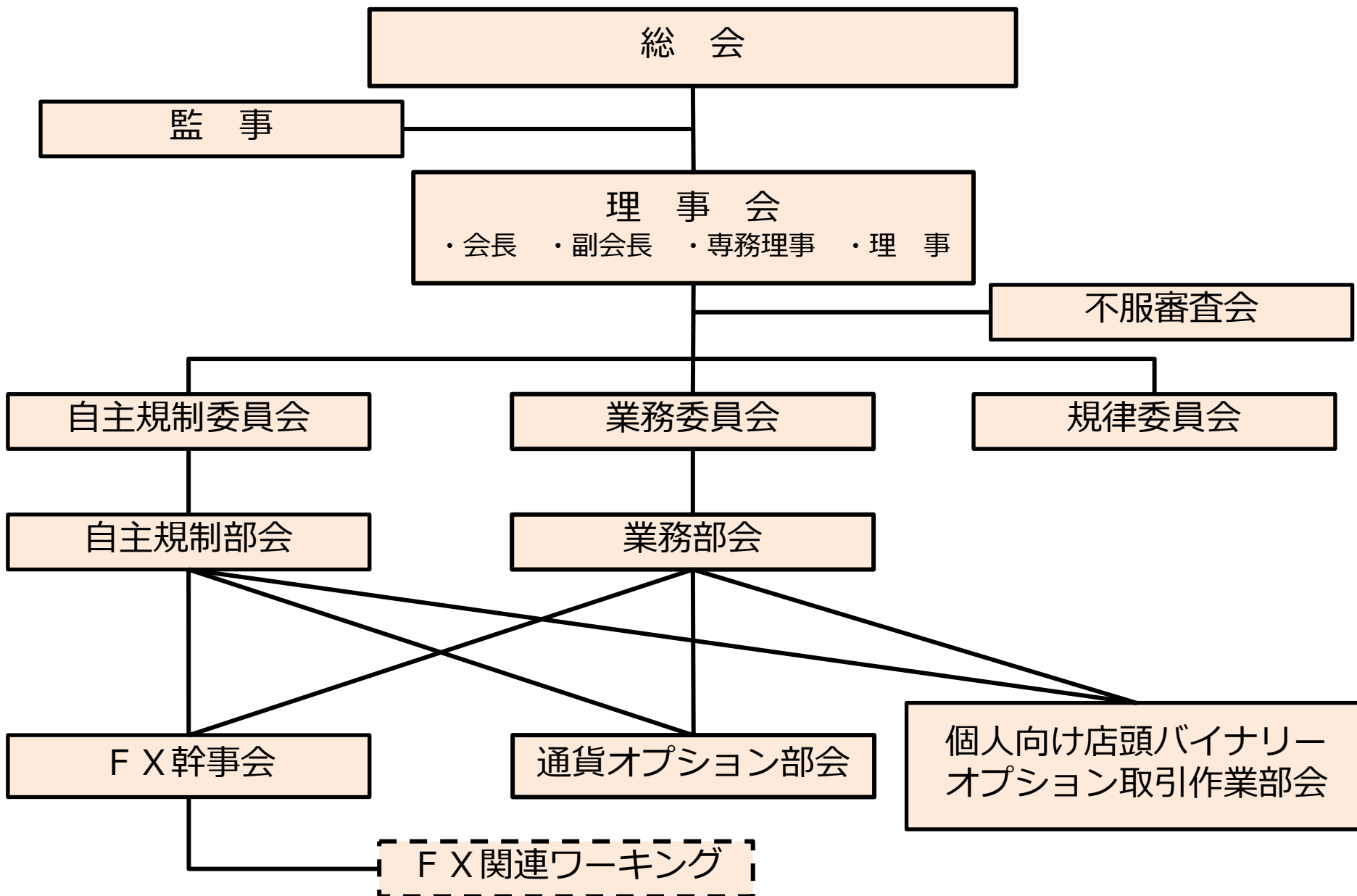
別紙3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(2024年3月)



(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員18名、パート職員2名】



## Ⅷ 一般社団法人金融先物業協会定款

### 一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年 7 月 26 日 制 定  
平成 4 年 7 月 20 日 一部変更  
平成 10 年 6 月 15 日 一部変更  
平成 11 年 7 月 13 日 一部変更  
平成 13 年 5 月 21 日 一部変更  
平成 14 年 3 月 11 日 一部変更  
平成 17 年 3 月 17 日 一部変更  
平成 17 年 7 月 1 日 一部変更  
平成 19 年 9 月 30 日 一部変更  
平成 22 年 2 月 1 日 一部変更  
平成 23 年 4 月 1 日 一部変更  
平成 24 年 4 月 1 日 一部変更  
平成 24 年 12 月 12 日 一部変更  
平成 25 年 3 月 26 日 一部変更  
平成 25 年 6 月 12 日 一部変更  
平成 26 年 6 月 18 日 一部変更  
平成 29 年 3 月 28 日 一部変更  
2020 年 3 月 30 日 一部変更  
2020 年 6 月 19 日 一部変更

#### 第 1 章 総 則

##### (名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

##### (事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

##### (定 義)

第 2 条の 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融先物取引 第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる取引をいう。

(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第 2 条第 24 項第 3 号の 2 に規定する暗号資産に関連するもの、同項第 3 号の 3 に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに

基づいて算出した数値に関連するものを除く。)をいう。

- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。
- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
  - ① 金融先物取引
  - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
  - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

## 第2章 目的及び事業

### （目 的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

### （事 業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
- (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修

- (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
  - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
  - (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。
- (協会規則等)
- 第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。
- (定款施行規則)
- 第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。
- (諸規則の制定及び改正)
- 第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

### 第3章 会員及び特別参加者

#### 第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。

- 2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

- 3 既納の入会金、会費、負担金及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

- 2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。
- 3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。
- 4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

### 第13条 削除

#### (資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

#### (監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

#### (届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

#### (指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

#### (入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

- (1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。
- (2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

#### (任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

#### (資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。ただし、顧客取引を結了し、顧客財産を返還する目的の範囲内においては、この限りでない。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員である個人が死亡したとき
- (3) 金融先物取引業を廃止したとき
- (4) 合併により消滅したとき
- (5) 解散したとき
- (6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき
- (7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき

- (8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき
- (9) 除名されたとき  
(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
  - (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
  - (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
  - (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。
- 3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。
- (1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議
  - (2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）
  - (3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議
- 6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。
- 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。
- 9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 10 この条の手続に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

（取引の信義則に背反する行為）

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。

3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等(預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。)についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。

3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。

4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。

5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。

6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

## 第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べることができる。

## 第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

- 4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
- 6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権 限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

- 2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。
- 3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章 役 員

(役員の設置)

第28条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上14名以内

うち 会長 1名

副会長 1名

専務理事 1名

(2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務

を有する。

- 6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

## 第6章 理 事 会

(理 事 会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項

- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。

2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。

4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。

ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。

5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

## 附 則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

(1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。

(2) 第14条の2を新設。

(3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。

(4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。

(5) 第18条第4項を削除。

(6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。

- (7) 第19条の2を新設。
- (8) 第22条第1項を変更。
- (9) 第24条第3項を変更。
- (10) 第31条第1項を変更。
- (11) 第32条柱書及び同条第2号を変更。
- (12) 第35条第2項を変更。

附 則（平成10. 6. 15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

（注）変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第25条第3項を新設。
- (2) 第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- (3) 第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- (3) 第8条を変更。
- (4) 第9条第1項を変更。
- (5) 第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- (6) 第14条第1項を変更。

- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。  
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。
- 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

（注） 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

（注） 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則（平23. 4. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

（注） 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則（平24. 4. 1 一部変更）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典  
渡部 賢一  
後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）題名を変更。
- （2）第1条及び第2条第2項を変更。
- （3）第2章の章名を変更。
- （4）第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- （5）第5条を変更。
- （6）第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- （7）第9条の見出しを変更。
- （8）第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- （9）第11条（会費及び特別会費）を削除。
- （10）第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- （11）第14条の2第1項を変更。
- （12）第17条の2を新設。
- （13）第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- （14）第19条第1項本文を変更。
- （15）第19条の2本文を変更。
- （16）第20条第1項を変更。
- （17）第21条及び第22条第1項を変更。
- （18）第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- （19）第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- （20）第23条の2を新設。
- （21）第24条第1項から第3項を変更。
- （22）第24条の2を新設。
- （23）第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- （24）第26条を削除。
- （25）第4章第2節を第5章に変更。
- （26）第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- （27）第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- （28）第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第

- 7 項とし、同項第 1 号、第 3 号及び第 4 号を変更。
- (29) 第31条第 1 項を変更し、第 2 項を新設し、第 2 項を変更のうえ第 3 項とし、第 4 項を新設し、第 3 項を変更のうえ第 5 項とし、第 4 項を変更のうえ第 6 項とする。
  - (30) 第32条を変更。
  - (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
  - (32) 第33条の 2 を新設。
  - (33) 第 4 章第 3 節を第 6 章に変更。
  - (34) 第34条第 1 項本文及び同項第 1 号及び第 2 号を変更し、第 3 号から第 5 号を新設し、第 2 項及び第 3 項を変更し、第 4 項を新設。
  - (35) 第35条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項及び第 3 項を削る。
  - (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
  - (37) 第37条第 4 号を変更し、第 5 号から第 7 号を新設。
  - (38) 第38条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
  - (39) 第 4 章第 4 節を第 7 章に変更。
  - (40) 第39条第 1 項を変更し、第 2 項を変更のうえ第 3 項とし、第 2 項を新設。
  - (41) 第40条第 1 項及び第 3 項を変更。
  - (42) 第41条第 3 項を第 4 項とし、第 3 項を新設。
  - (43) 第 5 章を第 8 章とし、章名を変更。
  - (44) 第42条の 2 を新設。
  - (45) 第43条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
  - (46) 第44条を削除。
  - (47) 第45条第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
  - (48) 第46条を変更。
  - (49) 第47条を削除。
  - (50) 第 6 章を第 9 章に変更。
  - (51) 第49条第 1 項を変更。
  - (52) 第50条を変更。
  - (53) 第51条の見出しを変更し、第 1 項を変更し、第 2 項を新設。
  - (54) 第10章及び第51条の 2 を新設。
  - (55) 第 7 章を第11章に変更。

附 則（平24.12.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年 1 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第 2 条の 2 を新設。
- （2）第 4 条第 1 項第 1 号を変更。
- （3）第14条第 1 項を変更。
- （4）第14条の 2 第 1 項を変更。
- （5）第17条第 1 号を変更。
- （6）第36条の見出しを変更。

附 則（平25. 3. 26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年 3 月26日）を経て平成25年 4 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は第 2 条の 2 第 3 号。

附 則（平25. 6. 12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年 6 月12日）を経て平成25年 7 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は第 2 条の 2 第 3 号。

附 則（平26. 6. 18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年 6 月18日）を経て平成26年 7 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は第 20 条の 2 を新設。

附 則（平29. 3. 28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年 3 月28日）を経て平成29年 6 月23日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第12条第 3 項を変更。
- （2）第18条第 1 項第 2 号を変更し、第 3 号を第 9 号とし、第 3 号から第 8 号までを新設し、第 2 項を削る。
- （3）第19条第 1 項を変更し、第 2 項及び第 3 項を第 7 項及び第 8 項とし、第 2 項から第 6 項までを新設し、第 9 項及び第10項を新設。
- （4）第22条第 1 項を変更。
- （5）第25条第 2 項第 1 号を変更。
- （6）第31条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項を変更。
- （7）第 7 章の章名を変更。
- （8）第 7 章の 2 を新設。
- （9）第41条の 2 を新設。

附 則（2020. 3. 30一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年 3 月30日）を経て2020年 4 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第 2 条の 2 第 2 号及び第 4 号を変更。
- （2）第10条第 1 項及び第 3 項を変更。

附 則（2020. 6. 19一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年 6 月19日）を経て2020年 7 月 1 日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第 2 条の 2 第 2 号及び第 4 号を変更。
- （2）第 18 条第 1 項を変更。

## 無登録のFX業者とのトラブル防止のための啓発動画等の公開について

2023年度は、以下の3本の動画を協会ホームページで公開しました。

【URL】 <https://www.ffaj.or.jp/investors/movie-corner/>

○『「絶対に儲かるFX投資」その言葉に騙されていませんか？（ペンギン編）』（2023年12月13日公開）



2023年12月13日

「絶対に儲かるFX投資」その言葉に騙されていませんか？（ペンギン編）

無登録業者等からの悪質な投資勧誘による被害防止のための注意喚起動画です。ペンギンの親子が、FX 取引を騙った詐欺的な勧誘や無登録業者に注意してほしい旨のメッセージを伝えます。

○『FX投資のオイシイ話、鵜呑みにしないで！（犬編）』（2024年3月11日公開）



2024年03月11日

FX投資のオイシイ話、鵜呑みにしないで！（犬編）

SNS で知り合った相手からの勧誘がきっかけで投資トラブルに巻き込まれた犬が、「FX 投資のオイシイ話、鵜呑みにしないで！」と強いメッセージを訴えます。増加傾向にある SNS を起因とする投資トラブルに関する注意喚起動画です。

○『動画で学ぼう！円安・円高って、なんだろう？』（2024年4月3日公開）



2024年04月03日

動画で学ぼう！円安・円高って、なんだろう？

これから金融経済を学ばれる方への外国為替等に関する知識の普及啓発を目的とした動画です。日常生活にかかわる「円安・円高って、なんだろう？」という疑問に対して、シンプルイラストを用いて分かりやすく解説します。